

第4章 オーストラリア

－自由主義的な農業・貿易政策－

玉井 哲也

はじめに

2015年9月、オーストラリア連邦政府では、トニー・アボット首相が辞任しマルコム・ターンプル新首相が誕生した。自由党のなかでの党首交代に伴うものであり、自由党と国民党による保守合同政権は同じ枠組みで継続している。アボット氏の経済政策への不評や人気のない同氏を首相として2016年の総選挙に臨むのは不利と考えられたことなどが首相交代の背景と言われている。また、2013年の労働党からの政権交代をはさんで5年余りの間に、5人目の首相に交代したことから、近年の政権の不安定さも指摘される。この5人の前任者ハワード氏が11年半も首相を務めたのは異例としても、同氏以前の3首相の在任期間がそれぞれ4年半、8年半、7年半であったことを思えば、オーストラリアの政治状況が変容しているとも感じられる。

今後、新興国経済の不調などを背景に、オーストラリアの最大の輸出部門である地下資源・エネルギーの価格が低迷、経済が失速している状況への対応などが注目されるが、一方で、政策の内容に関しては、政権政党が替わっても首相が交代しても、基本的な部分で大きな変化が生じないのが近年のオーストラリアである。個々の政策をみれば、労働者に配慮する労働党と経営者側に傾く保守連合の差が見られるし、環境政策のうち気候変動対策に関しては、2012年に炭素税を導入して地球温暖化ガスの排出規制を図った労働党に対し、規制手法に真っ向から反対して炭素税を廃止した保守連合の違いは際だっている⁽¹⁾。しかしながら、農業も含めて市場志向での経済運営・経済政策を行うことや、米国との共同歩調での安全保障政策や自由貿易協定追求といった外交政策の基本は二大政党に共通している。

そのような状況下で展開されているオーストラリア農業の概要・特長と、それに関連する政策等について概観する。

1. オーストラリアの農業生産の概要と特徴

(1) 農業の概要

オーストラリアは約7億6,900万haと日本の約20倍の国土面積を有し、その過半、ほぼ4億haが農用地となっている。農用地は乾燥した内陸部の深くにまで及んでいるが、作物が

作付けられる面積は、その 6～7%程度にすぎず、農用地の大部分は牛や羊の粗放的な放牧地である。穀物等の栽培が行われる耕地は、大陸の東から南東部、及び南西部の、比較的海岸に近い部分にもっぱら集中している。

灌漑農業は行われており、その多くがマレー・ダーリング川流域（MDB）に集中している。MDB は大陸東部の、クイーンズランド州南部からニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州を経て南オーストラリア州東部にまたがり 1 億 600 万haと広大だが、実際に灌漑が行われている面積はオーストラリア全体でも 200 万ha前後にとどまり、主に野菜・果実、コメ、綿花などを栽培していて、それ以外の穀物等は灌漑により生産されることはほとんどない。

第1表 オーストラリアの農産物の生産額

百万豪ドル

	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
小麦	7,052	6,775	7,154	7,998	7,130
大麦	1,729	1,723	2,063	2,453	2,373
オート麦	221	255	265	268	256
ライ麦	65	50	43	32	55
メイズ	92	113	120	116	113
ソルガム	412	423	562	384	647
コメ	174	248	302	279	298
カノーラ	1,283	1,759	2,270	1,950	1,640
大豆	15	41	40	30	27
ひまわり	24	26	25	20	20
その他の油糧種子	30	33	27	21	24
ひよこ豆	207	308	320	222	320
エンドウ豆	105	101	130	143	120
ルーピン豆	216	228	156	216	160
綿花	2,087	2,954	2,174	2,002	972
サトウキビ	1,036	1,214	1,253	1,225	1,160
ワイン用ブドウ	712	725	858	672	714
食用ブドウ	302	316	303	331	295
その他の果実・ナッツ	3,013	3,050	3,662	3,187	3,435
野菜	3,338	3,339	3,770	3,510	3,755
その他の園芸	1,606	1,272	1,285	1,247	1,245
その他の耕種作物	1,105	898	1,165	1,405	1,345
耕種作物合計	25,336	26,251	28,393	28,211	26,637
牛肉	7,164	7,134	7,136	7,495	10,056
マトン肉	484	419	329	513	629
ラム肉	2,029	2,136	1,696	1,943	2,324
豚肉	919	934	934	1,081	1,156
鶏肉	2,077	2,078	2,214	2,344	2,430
生体牛輸出	660	651	589	1,049	1,356
生体羊輸出	348	345	194	185	245
羊毛	2,673	2,734	2,472	2,530	2,608
牛乳	3,932	3,986	3,687	4,729	4,340
卵	572	583	653	710	720
蜂蜜・蜜蝋	66	79	88	88	101
畜産物合計	21,038	21,180	20,112	22,822	26,164
農産物総計	46,375	47,432	48,505	51,034	52,801

出典:ABARES (2015).

第2表 主要穀物等生産量の推移（千トン）

年度	小麦	大麦	コメ	油糧種子	カノーラ	原綿	粗糖
1961-62	6,727	941	134	30		2	1,362
1962-63	8,353	898	136	44		2	1,823
1963-64	8,924	984	142	59		3	1,699
1964-65	10,037	1,119	153	71		9	1,921
1965-66	7,067	949	182	44		18	1,924
1966-67	12,699	1,397	214	81		14	2,307
1967-68	7,547	835	214	59		29	2,300
1968-69	14,804	1,646	248	55		30	2,684
1969-70	10,547	1,698	247	155		25	2,146
1970-71	7,890	2,352	300	204		16	2,448
1971-72	8,510	3,062	248	371		40	2,708
1972-73	6,590	1,727	309	268		28	2,732
1973-74	11,987	2,398	409	258		28	2,449
1974-75	11,357	2,515	387	345		33	2,761
1975-76	11,982	3,179	417	243		25	2,769
1976-77	11,800	2,847	530	240		28	3,194
1977-78	9,370	2,383	490	416		44	3,240
1978-79	18,089	4,006	692	520		53	2,812
1979-80	16,188	3,703	613	484		83	2,871
1980-81	10,856	2,682	760	450		99	3,227
1981-82	16,359	3,450	857	509		135	3,329
1982-83	8,805	1,939	520	349		101	3,428
1983-84	20,788	4,890	634	549		141	3,073
1984-85	18,072	5,554	864	925		249	3,439
1985-86	16,063	4,868	687	872		267	3,275
1986-87	16,119	3,548	549	708		222	3,268
1987-88	12,287	3,417	740	856		269	3,334
1988-89	13,935	3,242	748	838		293	3,566
1989-90	14,215	4,044	846	763		305	3,681
1990-91	15,066	4,108	740	1,040		447	3,407
1991-92	10,557	4,530	957	1,136		554	3,016
1992-93	14,739	5,397	858	864		409	4,133
1993-94	16,479	6,668	1,042	1,055	305	368	4,234
1994-95	8,961	2,913	1,016	920	264	375	4,931
1995-96	16,504	5,823	966	1,342	557	421	4,837
1996-97	22,924	6,696	1,255	1,776	624	610	5,301
1997-98	19,227	6,482	1,324	1,980	856	666	5,567
1998-99	21,465	5,987	1,362	3,115	1,691	716	4,998
1999-00	24,757	5,032	1,084	3,867	2,460	741	5,448
2000-01	22,108	6,744	1,643	3,098	1,775	819	4,162
2001-02	24,299	8,280	1,192	2,982	1,756	703	4,987
2002-03	10,132	3,865	438	1,489	871	387	5,398
2003-04	26,132	10,382	553	2,373	1,703	349	5,045
2004-05	21,905	7,740	339	2,613	1,542	645	5,234
2005-06	25,150	9,482	1,003	2,444	1,419	597	5,063
2006-07	10,822	4,257	163	1,029	573	301	5,026
2007-08	13,569	7,160	18	1,539	1,214	133	4,763
2008-09	21,420	7,997	61	2,471	1,844	329	4,634
2009-10	21,834	7,865	197	2,600	1,907	387	4,472
2010-11	27,410	7,995	723	3,725	2,359	926	3,610
2011-12	29,905	8,221	919	5,282	3,427	1,225	3,683
2012-13	22,855	7,472	1,161	5,732	4,142	1,017	4,300
2013-14	25,303	9,174	819	5,162	3,832	885	4,364

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics各年からとりまとめ。

農業が国内総生産（GDP）に占める割合は 50 年前に約 1 割であったものが低下し、近年は 2%程度にとどまる。その一方、物品輸出に占める割合は、やはり低下を続けてきたものの、なお 1 割を超え、相対的に大きな地位にある。

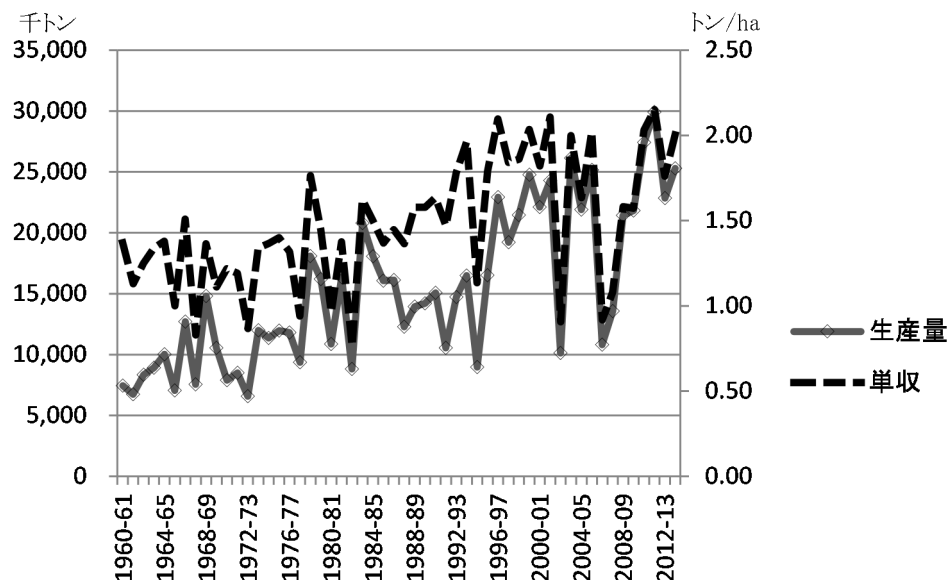
生産額が多いのは、牛肉、小麦、牛乳、野菜、果実、羊肉、羊毛、鶏肉、大麦、カノーラ、サトウキビ等である。金額からすると耕種では小麦が、畜産では肉牛が最も重要な作物と言える（第 1 表）。

第 2 表の主要穀物の生産量の推移に示すように、生産量は増加傾向にある。小麦、大麦、サトウキビは従前からの主要作物であったのに対し、油糧種子、綿花は比較的新たな作物であり、生産量を急速に伸ばしてきている。コメは小麦、大麦などと並ぶ主要作物には位置づけられないが、油糧種子や綿花よりも栽培歴は古く一定量の生産が行われてきたところであり、20 世紀後半で生産量が大きく増えている。

（2）農業生産の特徴

オーストラリアは大変乾燥した大陸であり、降水量は平均として少ないばかりでなく、降り方の変動が大きい。しばしば干ばつに見舞われ、農産物の生産量が減少する。干ばつによる生産減少の現れ方は、作物によって異なる。

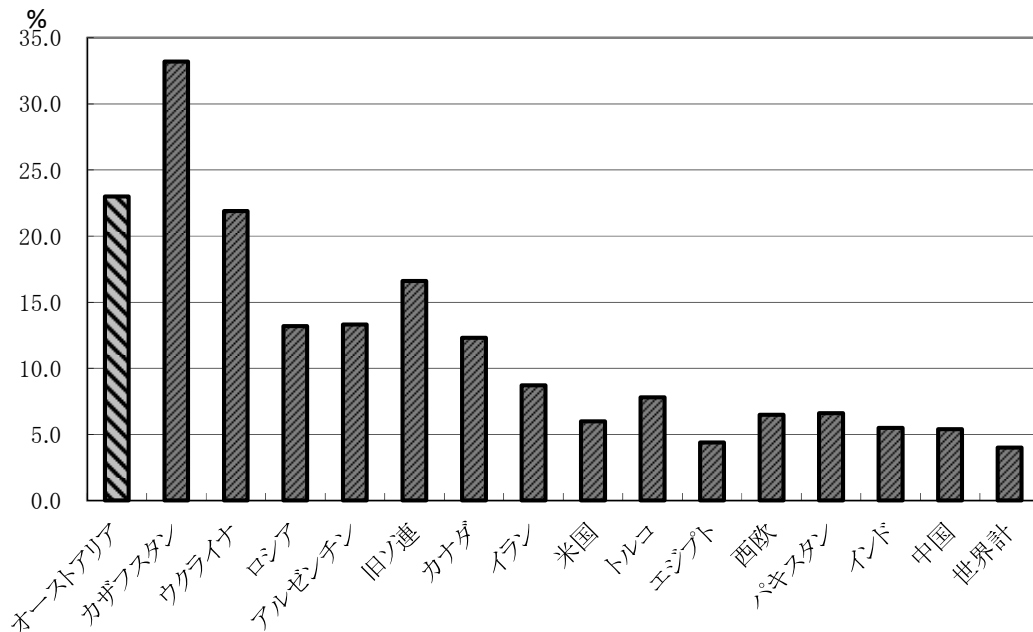
小麦、大麦をはじめとする粗粒穀物、カノーラは、天水で栽培され、灌漑生産はほとんど行われていない。これらは、降水量が不足すると、直ちに、生産量が減少する。作付面積には極端な変動はないのだが、播種後の降雨の状況に左右されて単収が大きく変動するためである（第 1 図）。



第 1 図 小麦の生産量と単収

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2015.

オーストラリアの生産の変動度合いは世界の中でも際だった大きさである。第2図は、小麦の単収の変動を主要生産国の間で比較したものである。過去50年余りの平均単収に対する割合により、毎年の単収変化の度合いを表している。カザフスタンがオーストラリアの23%よりも大きな値を示し、ウクライナもオーストラリアに迫るが、これら旧ソ連圏を除くとそれに次ぐアルゼンチンやカナダを10%上回るオーストラリアは突出している。



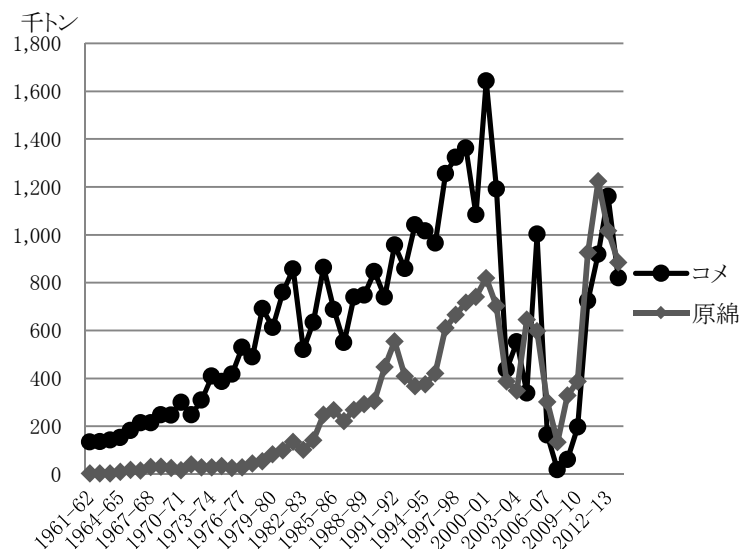
第2図 主要国における小麦単収の変動

出典:FAOSTAT の1961～2013年の生産データからとりまとめ。旧ソ連は1991年まで、ロシア、カザフスタン及びウクライナは1992年以後のデータによる。

注1) 期間中の平均単収で、各年の対前年単収との差の絶対値の平均を割った値。

注2) 期間中の年間平均生産量1千万トン以上の国を対象とした。これには該当しないが、それぞれ中東地域、アフリカ地域の最大の生産国であることからイラン及びエジプトを加えた。

一方、コメ、綿花、野菜、果実は大部分が灌漑によって生産されているので状況が異なり、降水量が少なくても直ちに単収が低下することにはならない。ただ、干ばつが長期化してダム貯水率が大幅に低下して灌漑用水が少なくなると、付加価値の高い野菜、果実は優先的に水を確保して生産されるのに対して、コメや綿花は用水の確保が難しくなり、作付面積を減らすことから、生産量が減少する(農林水産政策研究所(2011))。第3図に示すように、増大を続けて100万トンを超えていたコメの生産は、2008年の干ばつに際して激減し、1万トン余りにまで落ち込んだ。その後の急速な回復は、2009年の記録的大雨によって一気に貯水率が回復したことによるものである。



第3図 コメ及び原綿の生産量の推移

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2014.

第3表は、主要畜産物の生産量の推移である。先述した干ばつの影響は、畜産物にも及んで生産量の変動が生じるが、表の数値から見て取れるように、耕種ほど急激な変動とはならない。放牧により生産する牛肉や羊肉は、干ばつが始まると、穀物などとは逆に生産量が増加する。エサとなる牧草が少なくなるため、家畜のと畜を早めるためである。干ばつ明けには畜群の再構築を始めるが、数が回復するには時間がかかり、その期間の生産量が低迷する。豚、鶏や酪農の場合はそのような影響は受けないものの、やはり飼料の利用可能性（価格の高騰）などを通じて生産が変動する。

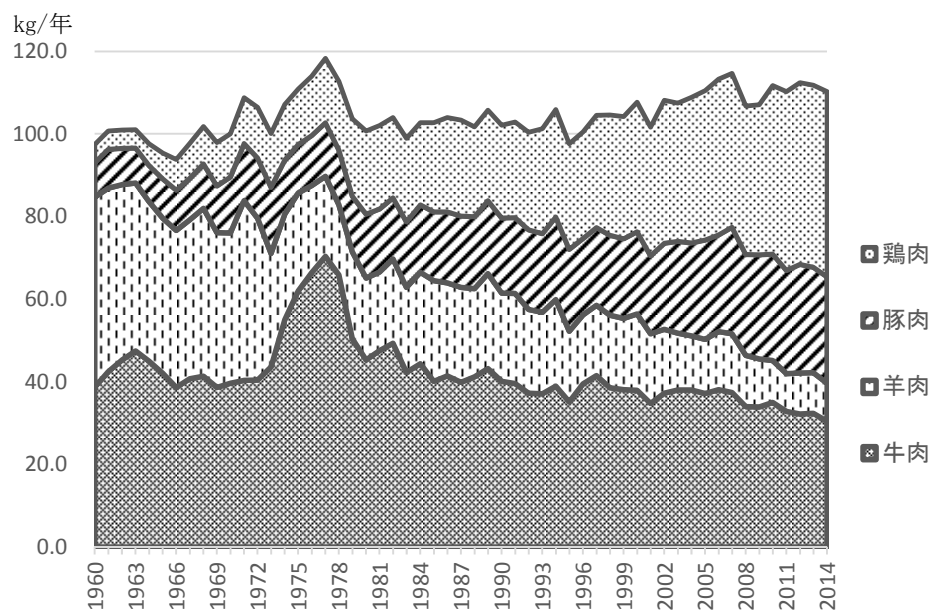
牛肉及びラム肉の生産は増加傾向が続いているが、同じ羊肉でもマトン、そして羊毛には明確に減少傾向が見られる。豚肉は横ばいだが、鶏肉生産は大きく伸びている。生乳は、2000年頃をピークに生産量が減少した後、近年は横ばいとなっている。

食肉のうち鶏肉の生産量が伸びてきたのは、国内消費の変化と表裏一体のものである。第4図に示すように、過去50年間、オーストラリアの一人当たり食肉消費量は年間ほぼ100kg余りで安定しているのだが、その内訳は大きく変化していることを指摘しておきたい。1960年には羊肉が46kgで最も多かった。当時の内訳は不明だが、羊肉のなかでもマトンが主であったと思われる。羊肉に次ぐのが牛肉で39kg弱。その後、徐々に羊肉が減り牛肉が増加してゆくが、1970年代にその変化が加速し、1977年は牛肉が70kgを超える一方、羊肉は20kgを下回り、以後も羊肉は減少傾向を続けて最近では10kgを下回るに至った。1970年代後半になると、牛肉も一時急減し、その後も減少傾向が続いた。他方、豚肉と鶏肉は一貫して増加基調にあり、特に鶏肉の増加ペースが早く、2008年には牛肉を上回って食肉消費の筆頭となった。

第3表 主要畜産物生産量の推移（千トン）

	牛肉	羊肉(マトン)	羊肉(ラム)	豚肉	鶏肉	羊毛	生乳	バター	チーズ
1960	740						6089	182	48
1961	652						6563	201	57
1962	820						6673	204	60
1963	943						6803	206	59
1964	1,005						6914	206	63
1965	1,013					754	6919	209	60
1966	946					799	7295	222	70
1967	869					803	6808	196	71
1968	907					883	6965	198	75
1969	952					926	7523	223	76
1970	1,011					890	7249	203	78
1971	1,054					882	7079	196	81
1972	1,214					735	6952	185	93
1973	1,514					701	6756	175	96
1974	1,279					793	6497	161	99
1975	1,703					754	6248	148	113
1976	1,899					703	5772	118	104
1977	2,158					677	5621	112	116
1978	2,131					706	5669	105	142
1979	1,770					709	5430	84	151
1980	1,534	286	261			701	5243	79	135
1981	1,422	246	273			717	5268	76	153
1982	1,678	274	290			642	5524	88	158
1983	1,414	186	284			671	5923	111	161
1984	1,272	190	285			753	6038	114	160
1985	1,338	236	320			762	6038	105	170
1986	1,481	280	305			814	6172	104	177
1987	1,564	302	297			843	6129	98	176
1988	1,551	261	290			899	6289	101	191
1989	1,573	283	300			1031	6262	104	175
1990	1,738	358	289			989	6403	106	179
1991	1,749	395	274	321	440	801	6732	114	198
1992	1,834	377	275	336	447	815	7325	133	211
1993	1,814	388	259	333	483	828	8079	149	233
1994	1,845	375	281	348	504	728	8206	141	237
1995	1,719	312	263	356	504	685	8718	154	268
1996	1,734	304	261	339	525	731	9036	158	285
1997	1,939	320	280	344	557	690	9439	163	310
1998	1,987	322	302	369	602	688	10178	189	328
1999	1,991	325	319	362	614	666	10847	182	373
2000	2,053	346	368	364	658	645	10547	172	376
2001	2,079	325	353	379	662	587	11271	178	412
2002	2,090	297	338	407	737	551	10328	164	379
2003	1,998	214	330	419	719	509	10076	149	384
2004	2,113	233	340	395	759	520	10127	147	388
2005	2,090	241	375	390	803	520	10089	146	373
2006	2,188	269	400	383	797	502	9583	133	364
2007	2,169	245	436	385	813	459	9223	128	361
2008	2,138	240	407	345	805	420	9388	148	343
2009	2,106	200	424	324	829	423	9084	128	350
2010	2,129	139	402	339	934	429	9180	122	339
2011	2,129	114	393	344	1013	411	9574	120	347
2012	2,152	139	443	352	1047	435	9317	118	338
2013	2,359	217	470	360	1067	419	9372	116	311
2014	2,595	234	487	362	1103	428	9732	119	344

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics.



第4図 食肉の1人当たり消費量の推移

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2015.

2. 農業生産に関わる政策と方針

(1) 農業政策の変遷概要⁽²⁾

今日のオーストラリア農業は世界市場での競争力があると認識されているが、前章で述べたような厳しい気候条件などがあることから1788年の入植後しばらくは食料の自給が困難な状況であった。19世紀になると、英国向け原料羊毛を供給する羊の放牧が拡大する一方、穀物栽培は依然として伸び悩んでいたが、1850年代のゴールドラッシュで人口が増えたことを機に拡大する。19世紀末にかけて研究や機械化が進み灌漑も本格化し始め、ようやく農業発展の素地が整った。

1901年にオーストラリア連邦が成立した当初、連邦政府は、未発展の国内産業を保護する目的で高関税や各種の国内保護措置を導入した。上記のような状態であった農業も保護の対象とされ、補助金や競争を制限する規制などによる保護などの様々な措置が行われた。2度の世界大戦も政府の保護や介入を拡大する契機となった。しかしながら、1960年代から経済学者の間で各種の国内産業保護が競争を阻害し資源配分をゆがめるなどして経済の効率性を損なうとの議論が行われるようになる。1970年代以降は、経済の実体面での不調も背景として、改革の必要性が広く認識されるようになり、1972年発足の労働党ホイットラム政権のもとで本格的に保護削減が開始される。その後、保守連立政権となって鈍化するものの改革は継続し、1980年代半ばからは再び労働党政権のもとで保護・規制の改革が

進められ、1990年代半ばからは全国競争政策（NCP）による包括的な規制・保護の撤廃が行われ、NCPが一巡した2000年代半ばまでに改革は大きく進んだ。NCPを管轄する生産性委員会（PC）は、産業保護の指標として実効支援率（ERA。支援が行われない場合の価格に対する、関税・財政支出・税の減免・価格支持による支援額の割合）を推計しているところ、製造業のERAは1970-71年度の約35%から2005-06年度は4.6%、農業のERAは1970-71年度の約25%から2005-06年度は4.9%となった。この間に、産業に対する支援方式は、関税による保護から、政府予算を通じて輸出奨励、研究・開発、技術革新を促すものへと移り変わった。

農業に関しては、ホイットラム政権時の1974年に農業政策のとりべき方向性について、保護・規制などの政府介入を廃して市場志向をめざす報告書（green paper）がとりまとめられたのが大きな転換点とされ、また、市場志向を目指し政府介入の削減を求めて1979年に全国農民連盟（NFF）が設立されるなど、農業者自身のなかにも改革を求める声は小さくなかった。

（２）経済全体の改革

1921年に関税ボード（Tariff Board）が設立され、関税で保護することにより産業を育成する役割を担った。それ以前から高かった製造業の関税率は徐々に上がり、1925年頃は30%弱、1945年頃に50%を超えていた。第二次世界大戦後には輸入数量制限が導入された。輸入数量制限の多くは1960年代に撤廃されたが、関税率は更に上昇した。1970年代の経済改革が始まると、関税率は1973年に一律に25%の引き下げが行われ、1990年前後には更に広範に引き下げられた。輸入数量制限の廃止も1980年代から加速した。

関税ボードを引き継いで、1974年に設立された産業援助委員会（IAC）が産業保護を担っていたが、やがてIAC自身が保護の削減や関税の簡素化を政府に対して提言するに至り、IACの後継機関として1989年に設けられた産業委員会（IC）は、当初から産業規制の削減を目指すことがその役割とされた。

1983年12月には、豪ドルに変動相場制が導入され、1985年に外資系銀行が企業向けサービスについて国内で活動することが認められ、1990年代にはリテール業務にまで拡大するなど、金融や投資の面での規制緩和も進んだ。

1995年4月にオーストラリア政府間協議会（COAG。連邦政府と各州政府の首脳らにより構成）がNCPに合意する。NCPの実施を管理する組織として、1998年に設立された生産性委員会（PC）は、その前身に当たるICよりも更に幅広く、効率的で生産性の高い経済をめざすこととなった。NCPは、政府事業も含む全業種に関して、競争を抑制する規制約1,800件を見直し、エネルギー事業・水道事業・陸上輸送事業については個々に改革策をとる、という内容であった。競争を制限する規制は全て廃止することが原則であり、コミュニティへの便益がコストを上回り、かつ所期の目的を達成する手段が他に無い場合のみ競争制限が認められる、という方針が貫かれた。公的な独占その他の政府系事業の民

営化や、政府部門にも民間事業と同様の競争条件や規制を適用する競争中立化などの改革も進められた。

（３）農業政策とその改革

１）連邦成立から 1960 年代まで

連邦成立頃から、各種の価格政策や農業規制が行われていたものの、1910 年代、20 年代には、補助を受ける農産物の数は少なかった。しかし、関税ボードが高関税率などにより製造業を保護するなか、農業サイドからは不満の声が上がった。農民も所得の安定・拡大を要求し、不公平を解消する方法として、当初は製造業への保護を削減することを主張していたが、やがて、農業部門も手厚く補助することを求めるようになった。2 度の世界大戦を機に、戦時の食料供給維持などのために連邦政府・州政府が農業と流通への規制を強め、それが戦後になっても維持されたことも、農業への介入・保護の強化につながった。

こうして、改革が始まるまでには、農業への支持が様々な手法で行われるようになっていた。関税、流通・価格への介入、価格の差別化、生産割当、所得の平準化、輸出価格保証、輸出補助・輸出管理、緩衝在庫買入れ、税制特例、研究開発など一般サービスへの補助、肥料補助金など投入財への支援、ローカルコンテンツ規制、干ばつ支援などがあった。支援の方法についての包括的・総合的な方針はなく、その手法は対象品目により異なっていた。業界からの要請があると、その都度応じる形で政府が介入し、また、政策形成過程が昨今と異なり公開されなかったことが、品目ごとに場当たりのバラバラな政策になった理由とされている。

２）品目ごとの支援策の例

（i）牛乳・乳製品

1901 年には、バターを保護するため、マーガリンその他のバター代替品は、着色等されていなければ輸入が禁止された。

1920 年代初期から、州政府の一部により国内小売価格への介入が始まり、1926 年にはこれが連邦レベルに拡大した **Paterson Plan** が導入されて 1934 年まで継続した。**Paterson Plan** ではまた、国産バター 1 ポンド（453 グラム）から 1.5 豪ドルを徴収して、1 ポンド当たり 3 豪ドルの輸出補助金として使用した。国内バター価格はその分上昇するので、輸入を抑えるためバター関税率が引き上げられた。

1934 年からは、価格同一化制度（**price equalisation scheme**）となり、チーズも対象とされた。輸出製品に直接輸出補助金を出すかわりに、牛乳の生産量割当てや州間の移動制限などを行うことによって国内販売価格を高く維持し輸出製品の原料向け牛乳の価格は安く抑えた。1947～1952 年には基金が設けられて、バターとチーズに関する輸出価格が高い年の儲けを輸出価格が低い年に移転する仕組みが存在した。

このようにして、州政府、後には連邦政府も、生産、流通、価格等に細かく介入する

仕組みとなっていたが、1980年代以後の改革で、まず、輸出部門での支援が漸減され、続いて2000年に残る規制・保護の仕組みが一気に撤廃された。⁽³⁾

(ii) 砂糖

連邦成立当初の砂糖産業は、欧州出身者の労働力による小規模農場でコスト高であったため、輸入砂糖から国内砂糖産業を保護する必要があると、1902年、精製糖に課した物品税の収入から、欧州労働者によるサトウキビ生産に対して助成金(bounty)を払った。助成金は1914年で廃止されたが、1923年に連邦政府は砂糖の輸入を禁止とし、この措置が1988年まで続いた。生産に関しては、クイーンズランド州政府がさとうきびの作付面積と収穫量を厳しく管理し、生産されたさとうきびの納入先工場も指定されるなどして、国内価格が高く維持された。1989年以後は規制改革が始まり、輸入禁止が1989年に解除され、1997年には関税と国内価格支持措置が撤廃された。その後も Queensland Sugar Limited 社が粗糖の強制買い上げ権を有していたが、2006年に廃止され取引の自由化も進んだ。

(iii) 小麦、大麦等

大恐慌時の救済措置として小麦に対する助成金支払いが1931年から第二次世界大戦終了直後まで行われた。当初2年間は作付面積に基づき、1934-35年度からは生産量に応じたものとなった(1ブッシェル当たり3豪ドル)。第二次世界大戦が始まると小麦ボード(その後オーストラリア小麦ボード(AWB)となる)が設置され、小麦の強制買入権と国内市場・輸出市場への小麦の販売管理権限を与えられて、工業用・飼料用小麦を人の食用小麦よりも安く販売し、国内価格を輸出価格より2割高く設定するなどした。

規制改革過程では、1984年に国内の飼料小麦市場が、1989年には国内小麦市場全体が自由化されAWBが国内の販売・流通を管理する権限はなくなった。AWBによる輸出独占は続いたが、1999年にAWBは政府が運営する法定組織から生産者が所有・管理する会社に転換し、2008年には輸出独占権を失った。その後もバルク小麦の輸出に関して政府が事業者を認証する仕組みで関与していたが、2012年末にそれも解体されて、小麦の自由化が完了した。

大麦など小麦以外の穀物やカノーラについても、州単位で小麦と同様の販売ボードが設置され、流通・販売に介入したが、1980年代以後解体されて、いずれも自由化されている。

(iv) 羊毛

羊毛は、長らく価格支持や補助を受けてこなかった産物であるが、他の作物等の規制・保護改革とは逆行して、1970年代に新たに規制が導入された。1970年に、オーストラリア羊毛委員会(AWC)が価格低下時に価格調整在庫を買入れる権限を与えられ、1974年には、市場で保証価格以下となった羊毛全てをオーストラリア羊毛会社(AWC)が買い取ることで、生産者に価格保証をする仕組みが導入された。しかし、羊毛需要の減少などによりAWCが買い入れた緩衝在庫が膨大となり、1991年、同制度の廃止が決定され、その後、

在庫の売却を完了するまでに 10 年を要した。

(v) 卵

1965 年以前は、各州がそれぞれ卵販売ボードを有し、産卵鶏数の割当てによる供給管理と州内の価格設定を行っていた。1965 年に連邦政府は、高く維持されている国内価格と輸出価格との差を埋める仕組みを設けた。連邦政府の制度は 1987 年で廃止され、各州の規制も、ニューサウスウェールズ州が 1989 年に廃止したのを最初に順次廃止され、2005 年に全部の州から規制がなくなった。

(vi) 園芸作物等

作物ごとに資金をプールして輸出価格が高い年の儲けを輸出価格が低い年に移転するなどの価格安定の仕組みを、1964 年干しぶどうに、1971 年にリンゴ・梨について設けていたが、干しぶどうは 1980 年に、リンゴ・梨は 1990 年に廃止された。

タバコについては、1936 年、タバコ製品を製造する際に国産タバコ葉を一定割合以上使用する場合には通常よりも安い関税で輸入原料を利用できるローカルコンテンツ規制の仕組みを導入して、国産タバコ葉の利用を奨励した。この使用割合は徐々に増加し 1977 年には 57%に達した。この過程で生産過剰が生じたため、1965 年、連邦政府は各州の販売ボードを通じて生産者に販売量割当を開始した。これらの規制は 1995 年に廃止された。

(vii) 助成金 (bounty)

1907 年助成金法は、主として輸入に頼っていて国内生産の少ない農産物に助成金を出して増産を図るものだった。ジュートなど植物繊維、コメ、ゴム、コーヒー、タバコ、綿花、一部の乾燥果実が対象とされた。同法の助成金額は市価の 10%ないし 20%と必ずしも大きなものではなく、1918 年で廃止された。

その後、1920 年代に助成金支払いが再開され、綿花と砂糖が主要対象作物となった。ほかに、牛肉、生きた牛、小麦、乳製品が対象となったこともある。1 年ごとないし数年ごとに延長されて、1975 年まで実施された。恒常的・継続的に支払われたものではなく、連邦政府によって毎年設定される助成金額、助成の対象となる数量又は助成金総額、対象作物はしばしば変更された。

(viii) 肥料等補助金

肥料など投入財に対する補助金も広く行われた。灌漑用水も、州政府が補助してコストを下回る価格で提供した。鉄道輸送等への補助もあった。タスマニア向け小麦輸送費を補助する仕組みが残っていたが、2013 年が最後となった。⁽⁴⁾

1932 年に導入された肥料補助（小麦生産者は除く）は、第二次大戦中に末端価格を管理する方式に変化した。対象は、価格安定の仕組みでカバーされていない作物で窒素肥料を使うものであった。1950 年代後半に一旦中断したが、1960 年代半ばに再開し、1988 年に

廃止された。

(ix) 輸出管理ボード

国内価格を統制して農産物価格を安定させ、余剰分は安い価格で輸出するという方式が各種の作物で採用されたが、それに対応して輸出を秩序立てて行う必要から、連邦政府が法定の輸出管理ボードを設置した。乾燥果実と乳製品について 1924 年、1926 年に缶詰果実、1929 年にワインについて設けられた。その主要な機能は、海外販売活動の統制と品質の確保であった。

(x) 干ばつ政策

1940-41 年度と 1941-42 年度には連邦政府から小麦農家に干ばつ救済のための補助金が支出されるなど、大きな干ばつが起きると補助が行われてきた。しかし、1992 年には連邦政府は全国干ばつ政策（NDP）を表明し、干ばつは、農民の通常の活動環境であり災害ではないととらえて、災害救済の対象から外すこととした。ただし、特に深刻な干ばつと認定される場合（exceptional circumstances）は引き続き支援の対象とし、低利融資や生活費支援などが行われたが、これも、2014 年に見直され、低利融資は廃止されることとなった。ただし、後述する農業競争力白書は、低利融資を当面延長するとしている。

3) 1970 年代以降の改革の特徴

農業保護政策が品目ごとにばらばらであったのに対し、1970 年代からの保護・規制の削減・撤廃には、当初から市場志向で経済学的合理性に基づくという一貫した方針があり、これは後に 1986 年のホーク首相・ケリン第一次産業大臣（当時）による経済・地方政策声明に明確に謳われる。また NCP でも、規制が認められる場合の統一的な基準が示されて、あらゆる分野で一斉に規制改革が進められた。

保護の削減などには痛みが伴うため、痛みを緩和するとともに構造変化を助ける補助も移行期間の措置として行われたが、この構造調整への支援も品目ごとでなく一貫した方針で実施された。まず 1971 年に、負債の整理、農場の強化、再出発をめざす地方再建制度（RRS）が導入された。離農農民が困窮する場合千豪ドルまで融資する措置も含まれていた。1976 年に、同様の構造と目的を持つ地方調整制度（RAS）があとを引き継ぎ、1985 年、1988 年、1992 年の改定を経て 1997 年まで継続した。

RRS 及び RAS の措置は、経営を立て直していく見通しのある農場が負債を整理し、生産性向上のための投資を行うのに補助するほか、離農する農家に一時金を支給するものであった。見直しを経るごとに、財政的に困難な農民を支援することから、生産性を長期的に向上し、将来の見込みのない農家の離農を促進することに、焦点を移してきた。離農農家への一時金は「リハビリ」補助金と称され、当初 RRS では 2,700 豪ドルだった上限が、1977 年の RAS では 5,000 豪ドルに、1985 年改定で 8,000 豪ドル、1988 年に 34,635 豪ドル、1992 年には 45,000 豪ドルまで増額された。ただし、「リハビリ」補助金はその受給要件が

厳しいなどの理由であまり利用されず、例えば 1977 年からの 10 年間で離農した農民のうちこの補助の利用者は 1%未満にとどまった。このため、オーストラリア農業の構造調整は補助金による促進効果ではなく自律的に進んだ面が大きいと考えられている。

4) 改革の評価

1970 年代からの改革過程は漸進的であったが、継続的な取り組みにより、政府による市場歪曲的な支援は無くなり、農業に対する補助や規制介入も殆ど撤廃された。オーストラリア農業は、複雑な政府介入を受けるものから、世界で最も支援の少ない農場部門へと変化し、市場シグナルを歪める規制や補助が廃止されたために、農民が効率的な資源配分や合理的な努力・経営をするようになって生産性が向上した、また、補助が廃止されても農場数、農民数の減少が特段に加速されなかったとも指摘される。ただし、穀物では、近年、生産性上昇率が鈍化していると言われている。生産性の変化は、干ばつなどの自然要因、研究開発投資が減少した影響など、規制・補助以外の要因も大きく寄与するので、規制・保護改革と生産性上昇とを結びつけるには慎重な分析が必要と考えられる。⁽⁵⁾

(4) オーストラリアの乳業の規制撤廃の例

1) 産業の現状

ここでは、規制撤廃の一例として、後述の WTO 補助金通報にも登場する酪農構造調整プログラムとも関連する、20 世紀終盤からの乳業改革について概観する。

オーストラリアの酪農は、約 170 万頭の搾乳牛で、900 万キロリットル余りの牛乳を生産している。ヴィクトリア州が最も盛んである。(ABARES Agricultural Commodity Statistics) 平均飼養頭数は 284 頭。生乳の仕向先は加工用が 4 分の 3 を占め(チーズ 31%, 脱脂粉乳等 (SMP/BMP) 27%, 全粉乳 8%など), 飲用乳は 4 分の 1 である。加工品は、その多くを輸出しており、生乳換算すると、生産量の 34%が輸出されている。(2014-15 年度。Dairy Australia (2015))

2) 政策の変遷：規制改革⁽⁶⁾

乳業に関しては、1901 年にバターを保護するために、マーガリンその他のバター代替品は着色しなければ輸入禁止とする措置が始まるなど、その保護の歴史は古い (Lloyd, P. and MacLaren, D. (2015b)) が、ここでは 2000 年 7 月の制度改革の前後の状況に絞って述べる。

2000 年 6 月までは、飲用乳については各州政府による管理等の、加工原料乳については連邦政府による補助施策の対象となっていた。

飲用乳に関しては、それぞれの州で自給する方針がとられており、州政府が、飲用乳の生産・加工・流通の各段階において価格を定めていた。コストや消費者物価指数、代替品の価格等を勘案し、州議会の承認を得て決定されるが、加工原料乳価格よりもかなり高い

水準（2～2.5 倍）であった。年間を通して供給を確保するため及び高価格を維持するために生産割当制度がとられ割当枠を持たない農家には飲用乳の生産が認められず、出荷量が枠数量を下回ると翌年度の枠が削減されるなどにより枠を持つ者には出荷を義務づける仕組みとなっていた。また、飲用牛乳の州間移動も制限された。

加工原料乳についても、かつては各州が価格統制を行っていたが、1977 年に連邦法が制定されて連邦政府により全国一律の政策が行われることとなった。当初は、連邦政府の財源によって加工原料乳の価格支持が行われたが、財政負担が大きいことが批判され、1986 年にケリン・プラン（ケリンは当時の第一次産業大臣の名）が導入された。同プランのもとでは、輸出向け乳製品の加工原料乳には市場支持交付金（MSP）が支払われ、輸出価格と国内価格との差額が補填された（交付額は輸出見積価格の 30%が上限）。MSP の財源は、オーストラリアで生産される全ての生乳に課される課徴金（最大で乳脂肪 1kg 当たり 45 セント。1 リットル当たり換算で約 2 セント）であった。それに加えて、輸出製品価格下支え制度があり、バター、チーズ、脱脂粉乳、全粉乳、カゼインについて、輸出価格が基準価格（趨勢価格の 85%）を下回った場合に基準価格との差額が補填されたが、この財源は課徴金ではなく、連邦政府が支出した。

1992 年にはクリーン・プラン（クリーンは当時の第一次産業大臣の名）が発足する。その内容は基本的にはケリン・プランを引き継ぐものだが、輸出製品価格下支え制度は廃止された。また、MSP の補助率は毎年決定するのではなく、段階的に引き下げて 2000 年には上限を 10%とする方式になった。MSP については、その後、WTO 農業協定により輸出補助金とみなされると考えられたことから、1995 年に廃止され、代わって国内市場支持交付金（DMS）が開始された。これは、飲用向け生乳と国内向け乳製品の加工原料乳に課す課徴金を財源に、全ての加工原料乳生産者に対して支払うものである。

このように連邦政府による加工原料乳への補助は次第に削減され、州政府による飲用乳の管理も 1980 年代以降の規制改革の流れの中で徐々に緩和されてきたが、なお、生産割当制度のために条件の悪い時期・場所での生産が行われ非効率を生じる、輸出援助による受益が主として加工原料乳を生産しているヴィクトリア州、タスマニア州に集中し、また、加工業者が国際価格に応じて製品構成などを見直す動機付けを失うため、資源配分をゆがめる、コストが消費者に転嫁される、などの批判があった。

こうした状況でクリーン・プランの期間末である 2000 年 6 月が近づくなか、酪農業界との協議を進めてきた連邦政府のトラス農水林業大臣（当時）は、1999 年 9 月末、全部の州が規制撤廃に踏み切るのならば、連邦政府は 18 億豪ドルの構造調整施策を行う用意があると表明した。全国競争政策のもとで飲用乳政策の見直しを検討していた各州がこれに応じたことから、2000 年 7 月 1 日から、州政府による飲用乳の生産・流通の管理も、連邦政府による加工原料乳への支援も完全に廃止されることとなった。それに伴う飲用乳価格の低下による急激な影響が生じるのを緩和するために行われたのが酪農産業調整施策（Dairy Industry Adjustment Package (DIAP)）である。

DIAP は、主に以下の 4 つのプログラムから成っており、DSAP 及び SDA に 17.4 億豪

ドル，DEPに6百万豪ドル，DRAPに65百万豪ドル，借入金費用47百万豪ドル（課徴金収入が不足する時期の借入），事務的経費142百万豪ドルで，施策全体のコストが約20億豪ドルとなった。8年間の時限制度であり，2008年6月までで終了し，以後，補助金はない。財源として，1リットル当たり11セントの小売り牛乳にかかる課徴金（dairy adjustment levy）が，2009年まで課された。

- ・酪農調整プログラム Dairy Adjustment Program（DSAP）
- ・酪農補足支援 Supplementary Dairy Assistance（SDA）
- ・酪農退出プログラム Dairy Exit Program（DEP）。
- ・酪農地域調整プログラム Dairy Regional Adjustment Programt（DRAP）

DSAPは，1999年9月28日時点での酪農家へ，1998-99年度の出荷量に応じ，飲用向け乳46.23セント/リットル，加工向け乳8.96セント/リットルを支払うものである（上限は35万豪ドル）。使途には制約が無く，税金の観点からは所得として扱われる。32回の分割で，2000年7月から8年間にわたり四半期毎に支払われた。なお，使途が制限されなかったことから，酪農とは関係のない農場や加工場，さらには製造業への投資に使用された例があり，批判も出たようである。

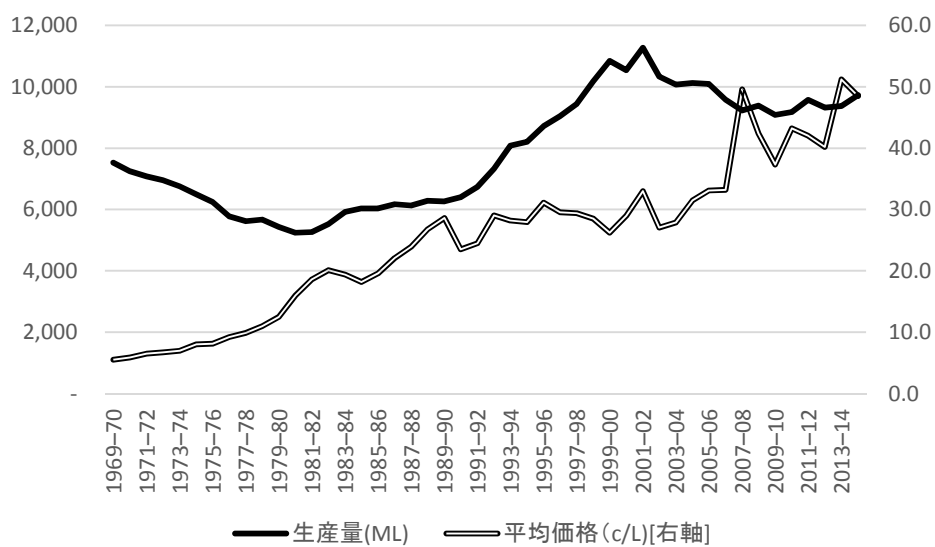
SDAは2001年5月に追加された。DSAPの受給者で2001年5月1日現在で廃業しておらず，飲用向け生産の割合が25%を超える者を対象に，基本支払いとして25～30%の者に1万ドル，30%超の者に1.5万ドル，35%を超える者には35%を超える0.1%ごとに0.12セント/リットルを計算して基本支払いよりも多ければその金額を支給する。上限額は6万豪ドルであり，税制上は所得とされる。DSAP同様32回の分割払いとされ，2000年7月に遡る形で四半期毎に払われた。これもDSAPと同じく，1998-99年度の生乳生産実績に基づく固定支払いである。

DEPは酪農を2年以上営んでいた廃業希望者で追加借入金の担保にする資産が無いものに給付された。DSAPやSDAを受け取ると受給できない。給付額の上限は4.5万豪ドルで，免税とされる。農場を売却した後の純資産が9万豪ドル未満であれば給付額は4.5万豪ドルだが，9万豪ドルを超えると3豪ドル超えるごとに2豪ドル減額される（すなわち純資産が157,500豪ドルを超えると支給されない）。2002年6月で受付を締め切ったが，対象期間である2年間に廃業した生産者1,840戸のうち9割以上はDEPを利用せず，DSAP，SDAを受け取った。DEPの適格性要件が厳しすぎたこと，農場を売却し5年以内に廃業するという受取条件が課されることで別種の農業に転業するという選択肢が失われてしまうことから忌避されたと指摘される。

DRAPは，酪農依存度の高い地域で新たな雇用機会を生む事業を行う者で，事業資金の50%以上を自分で調達するものに補助する。申請は個人でもグループでも良いが，酪農家は申請できない。2004年8月で受付を終了した。

2000年の規制改革後の状況は次のようであったとされる。すなわち改革直後に飲用向け乳価が大きく下落し（2000年末の政府調査では，ニューサウスウェールズ州とクイーンズランド州で生産者価格が24～29%下落），改革後3年間で，2,240戸（17%）の酪農家が廃

業した。残った農家は乳価の下落に対して生産量の拡大（飼養頭数の増加等）で対応した。生乳生産は規制緩和の初年に減少し、翌年は回復、2002-03年度には再び生産量が減少したが、これらは干ばつなどが寄与している。ヴィクトリア州は、輸出向け乳製品の加工原料乳生産が主体のため改革後の飲用乳価下落の影響の小さかったはずであり、国際価格が好調なうえニューサウスウェールズ州への移出が自由化されたことにより生産意欲はむしろ高まったとされるのだが、同州の酪農家数は（1990年代の年平均1.2%を上回って）2年間で6%減少した。その理由として、農場資産が価格上昇したことにより、資産を売っての廃業・転業が促進された可能性がある」と指摘される。



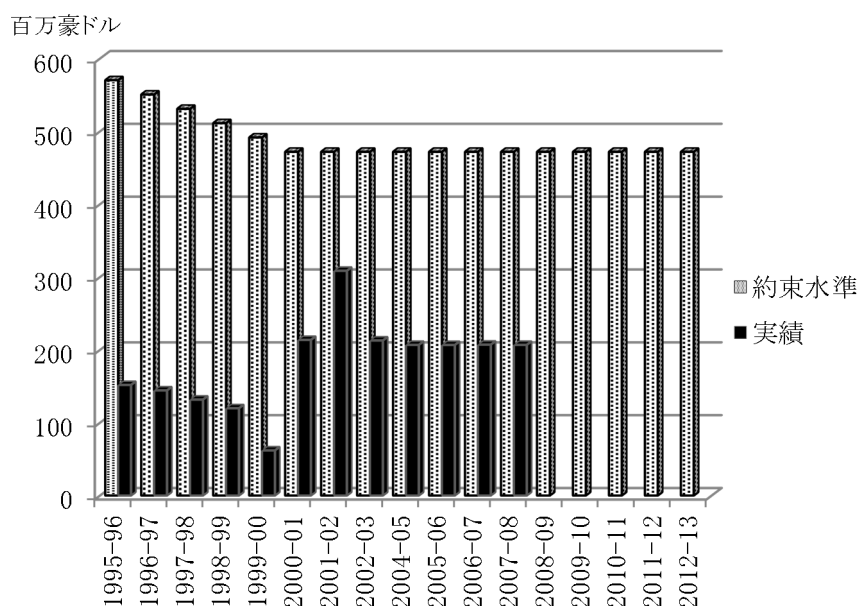
第5図 生乳生産量と価格の推移

このように、2000年の改革は、それまで継続してきた規制を一気に全廃した大きな変革であったと言えるが、その一方で、規制改革の影響は必ずしも明快では無い。生乳価格は改革直後には下がったが、第5図に示すようにその後は上昇基調にあり、1990年代よりも上昇のペースは上がったように見える。生産量についても、2000年前後をピークに減少しているものの酪農産業調整施策による直接支払いが終了したあと、むしろ減少は止まっている。国際市況や干ばつの影響など、制度改革以外の要因の影響も大きいと考えられることに加え、酪農の規制改革は1970年代後半から続いてきており、1992年のクリーン・プラン開始時点で2000年までに補助を大幅に削減することが予告されるなどの事情があり、2000年の改革に限っての影響の有無や程度を判断することを難しくしている。

（５）現在の農業政策と農業補助

１）WTO 補助金通報等に見る補助の特徴

上述のような農業政策の改革が行われた結果、現在のオーストラリア農業の受け取る補助金は少ない。WTO 農業協定に基づく農業補助金通報によると、市場歪曲的とされ削減義務を課される、いわゆる「黄」の補助金は、通報が開始された 1995 年段階で既にかなり少なく、約束水準（4.72 億豪ドル）を大幅に下回って、以後も徐々に減少している（第 6 図）。



第 6 図 オーストラリアの農業補助金（「黄」の補助金）推移

出典：オーストラリアの WTO への通報資料各年からとりまとめ。

黄の補助金が 2000-01 年度に大きく増加したのは酪農の規制緩和に伴い実施された先述の酪農調整プログラム等の補助金が計上されたためだが、同プログラムが当初の予定通り 2007-08 年度末（2008 年 6 月）で終了し、以後は黄の補助金がゼロの状況が続いている。⁽⁷⁾

削減義務の対象ではない緑の補助金が 14.81 億豪ドルであり、そのうち 3 分の 2 は一般サービス（試験研究、病虫害対策、普及・助言、インフラ整備）であって、次に大きな項目が環境保全（2.66 億豪ドル）である。農家所得を補填する（EU や米国の固定直接支払のような）補助は緑の補助金に該当するものとしても行われていない。⁽⁸⁾

また、OECD（経済協力開発機構）によれば、農業補助の程度を示す指標 PSE は、2014 年で 2.27% と低い水準となっている（日本は 49.20%，韓国 51.14%，EU28 が 14.95%，米国 9.80%，そしてオーストラリアにも増して徹底した補助削減を行ったニュージーランドは 0.99% である）（OECD（2015））⁽⁹⁾

2) 現在の農業政策の枠組みと内容

それでは、現在のオーストラリアの農業への政府からの支援はどのように行われているのであろうか。まず、「一般サービス」としての試験研究、病虫害対策、普及・助言、インフラ整備、そして環境対策がある。これらは、個別の農家に対して直接に支援するものではない。⁽¹⁰⁾

直接の支援を行う施策類型としては、農水林業省ホームページで、農家の所得支持、農場金融、農場経営預金制度、干ばつ対策、未来炭素農業プログラム、排出削減基金を挙げている。(農水林業省ホームページ (2015))

それぞれの種類のなかの施策メニューは年々変わるものの、最近のものを紹介すると次のようなものとなっている。⁽¹¹⁾

① 農家の所得支持

現在は、「Farm Household Allowance」が行われている。米国の収入保険や日本・EUの直接支払いによる農家所得支持とは異なり、農業所得を補填するものではない。生活困難に直面している農場の家族に、2週間ごとの支払いを最大3年まで行うものであり、支給金額は就職活動者手当(Newstart Allowance)相当であって、生活保護的な趣旨のものである。

② 農場金融

農場向けに、短期の低利融資と地方会計相談サービスとが用意されている。

まず、短期の低利融資(Farm Finance Concessional Loans Scheme)は、生産性向上又は負債の整理を目的とする資金を融資するものである。各州が、それぞれ要件を満たす農場事業に対して1戸当たり上限65万豪ドルの低利融資を行う場合に、連邦政府が必要な補助を供与する。

低減金利が適用されるのは融資開始後の5年間だけであり、利率は6ヶ月ごとに見直される変動金利である。2015年8月1日現在の利率は3.55%であった。なお、この低利融資は2013-14年度から2年間の貸付が対象であり、2015年6月30日で打ち切れ、以後は新たな貸付は行われない。

地方会計相談サービス(Rural Financial Counselling Service)は、財務困難に陥っている第一次産業生産者やサービスの提供先の過半が第一次産業である小規模事業者で他からは支援を受けられないものに対して、州や地域組織が無料の会計相談を提供する場合に、連邦政府が補助金を供与するものである。2015年10月1日現在で、全国14の組織が120名の地方会計相談員を擁している。

③ 干ばつ対策

先述の「農場金融」の低利融資とは別に、干ばつ対応に的を絞った低利融資がある。干ばつ融資(Drought Concessional Loans)は、干ばつの影響を受けた農場経営が、干ば

つから回復するのを中長期的に助けるため、要件を満たす農場経営負債額の 50%までを低利融資するもの（ただし融資額上限 1 百万豪ドル）。使途は、①負債の組み換え（既存借入金で低利の借入に借り換える）、②通常の経営を継続するのに必要な経営資金、③干ばつからの回復や将来の干ばつに備える活動の資金である。利率は 2015 年 8 月 1 日現在で 3.05%（Farm Finance Concessional Loans Scheme よりも 0.5%低い利率）、低減金利が適用される期間は 5 年間である。

干ばつ回復融資（Drought Recovery Concessional Loans）は、干ばつ融資の要件よりも厳しい干ばつに見舞われている農家等で、作付け又は家畜の再構築に必要な費用に充てる資金を低利融資するもの。クイーンズランド州とニューサウスウェールズ州で実施されている。上限融資額は 1 百万豪ドル、利率は 2015 年 8 月 1 日現在で 2.715%、低減金利が適用される期間は 10 年間である。⁽¹²⁾

また、米国、カナダには、災害や市場価格が下落することによって期待していた所得が得られないことに対処する所得保険・収入保険が存在するが、オーストラリアでは導入されていない（ABARES（2012））。干ばつによる作柄の変動が極めて大きいこともあり、この種の保険はオーストラリアでは保険料が高くなりすぎるため、保険料の補助などがなければ農業者から需要がなく、補助には多額の費用を要するとされる（全国地方助言協議会（NRAC）（2012））。

国が主導する農業保険や国による民間保険への補助は行われていない。また、民間保険が対象とするのは、雹、雷、火災、他人の家畜による作物荒らしなどによる被害であって、オーストラリアの農業被害の大部分を占める干ばつ被害は保険対象にはされていない。ただし、農家が全く独力で干ばつに立ち向かわなければならないわけではなく、この項で述べている干ばつ支援の低利融資があり、また、干ばつに限った措置ではないが、前項で述べた農家の所得支持（Farm Household Allowance）及び次項で述べる農場経営預金制度（FMDs）が広義の政府による干ばつ支援に位置づけられている。⁽¹³⁾

④ 農場経営預金制度（Farm Management Deposits（FMDs））

農家が、農業からの課税前所得が大きい年、すなわち豊作であったり農産物価格が好調であった年に、銀行に開設した「FMD 口座」に預金し、所得が小さい年に引き出す仕組みである。FMD 口座へ入金したものは当該年の所得税の課税対象所得から控除される。FMD 口座から引き出した年には所得税の対象となるが、それが農業からの所得が小さい年であれば作況変動による所得の変動を平準化できるとともに税金の額を小さくすることができる。通常は 1 年以上口座にとどめておかなければならない。納税額が少なくなる分が政府からの補助額ととらえられ、この金額が WTO に補助金として通報されている。

⑤ 未来炭素農業プログラム（Carbon Farming Future Program）

連邦政府自身は、普及サービスを行っていないが、普及・教育を支援する施策として、農家が民間の教育・訓練サービスを受講する際の費用の一部を補助している（農家に直接

支払うのではなく、普及事業を行う組織に対して補助する)。このような補助は従来から継続しているが、その理由の説明振りは変化してきている。2012年7月1日以後は、気候変動の防止や気候変動への適応のための未来炭素農業プログラム（Carbon Farming Future Program）の一環として、温室効果ガス排出削減の研究や削減の実証試験への補助、保全型耕起の機械の税制特例と並んで、普及・教育への補助が行われおり、温室効果ガス排出削減の技術や情報の普及を重視するものとされている。

⑥ 排出削減基金（低炭素農業イニシアチブ）

気候変動対策として設けられたもので、温室効果ガスを削減する方策の一環として、排出削減を行うプロジェクト等に対して、排出削減基金（ERF）から支払いが行われる仕組みである。対象となるものとして指定されたプロジェクト等の類型には、耕地での炭素貯留や放牧の生産性向上など農場や農業に関連するものが多いことから、農業支援の一つとして挙げられるが、①～⑤のように農業そのものを直接補助するものとは趣を異にしている。⁽¹⁴⁾

⑦ 普及政策

普及政策について補足する。未来炭素農業プログラムの項で、連邦政府が普及サービスを行っていないことに言及した。普及サービスは従来、州政府が担ってきたが、経済全般について政府の関与を縮小しようという考え方や世界的に農業普及サービスが民営化されていく流れを背景にして、1990年代以降、普及予算が削減されて州政府の普及サービスが縮小し、民間セクターによる普及サービスが拡大する状況が続いている。

かつての州政府を中心とし、加えて大学や研究機関も行っていた普及活動を、民間で担うようになったのは、種子・肥料・農薬会社、農業者組織、協同組合等の多様な主体である。また、普及予算が縮小するなかで、州政府の普及サービスの焦点が変化してきた。生産技術の指導などの部門からは、民間部門によって十分供給されるとして、撤退し、人材育成活動に重点を置き、また、予算や組織の縮小に対応して、かつての農家個人への指導ではなくグループ活動が重視されるようになった。州政府が普及サービスの料金徴収を導入し始めたのも特徴である。普及サービスでの役割を増大しているアグリビジネスの民間会社等が（農家との関係を強めて自らの農業資材等を買ってもらおうとする狙いがあるにせよ）しばしば無料で普及サービスを提供しているのと対照をなしている。

こうした状況にあってもなお、公的部門の農業普及サービスは市場の失敗に対応する重要な役割があるとの指摘がある。すなわち、その大きな役割は、一方に研究部門を擁する州政府として、研究者と農業者との間の双方向の情報の流れを維持・拡大すること、それにより、研究開発が真に農業者によって必要とされるものとなることを確保することである。⁽¹⁵⁾

⑧ 課徴金 (Levies)

オーストラリアの第一次産業には、課徴金 (Levies) の仕組みがある。生産物の出荷量などに応じて生産者が負担する課徴金を徴収し、これを、研究・開発 (成果の実用化や普及活動も含む)、販売促進、動植物保健、残留農薬等検査を目的とする経費に充てるしくみである。

課徴金を負担するのは生産者であり、これを使うのは生産者等を代表する組織・機関があるので、研究・開発の経費に関して、課徴金資金と同額の金額⁽¹⁶⁾を政府が供与する部分を除いては政府による補助ではない。政府が関与するのは、全ての該当生産者が課徴金を負担することを法律によって義務づけることと、その徴収を行って研究・開発、販売促進等を行う組織・機関に分配する部分である。

第一次産業の個々の生産者によっては対応できないような課題 (market failure) に対処するための仕組みとされており、生産者に負担を義務づけるためには法的措置が必要であることから、新たな課徴金を導入したり既存の課徴金を改定しようとする場合には、業界を代表する団体が、まず、農水林業省と相談を行い、導入・改定の内容についての提案 (幾ら課徴金を徴収し、何に使うか) をまとめて、業界の関係者に協議し、最終的には投票によって関係者の過半の支持を得て、同提案を政府に提出する。提案が承認されると所要の法律の制定・改廃が行われ、法律に根拠づけられて、課徴金の徴収が行われることとなる。政府自らが、公衆の利益のために課徴金導入・改定を主導することも可能である。業界団体が提案をとりまとめる際の参考材料として、政府が「課徴金の原則・ガイドライン」(Levies Revenue Service, Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (LRS/DAFF) (2009)) を示している。

徴収の根拠法令は対象となる生産物や課徴金の使途によって異なり、Primary Industries Levies and Charges Collection Act 1991, Primary Industries (Excise) Levies Act 1999, Primary Industries (Customs) Charges Act 1999, National Residue Survey (Excise) Levy Act 1998, 及び National Residue Survey (Customs) Levy Act 1998 とその関連規則 (Regulations) が生産物ごとの納付義務者や単価などを規定している。徴収と管理は連邦政府 (農水林業省) が行い、集められた課徴金は各種の分配に関する法令に従って、これを使用する組織・機関に交付される。73 種類の課徴金が徴収され、18 の組織・機関に分配されている (2014-15 年度)。⁽¹⁷⁾ 分配金を受け取った組織・機関は、課徴金を支払う者とオーストラリア政府とに対して責任を負い、年次報告を提出し、農水林業省の監査を受ける。なお、連邦政府は徴収等に要した経費を差し引いたものを分配する。2014-15 年度は、課徴金からの分配の総額は 488,784 千豪ドルで、徴収に要した経費は 4,978 千豪ドルであった。(Department of Agriculture and Water Resources (2015)) (第 4 表)⁽¹⁸⁾

第4表 組織・機関別の課徴金受給額

(単位:千豪ドル)

課徴金受給組織	課徴金等から受給額			
	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
Animal Health Australia	6,199	6,432	7,139	7,630
Australian Egg Corporation Limited	6,240	5,492	7,045	6,424
Australian Grape & Wine Authority	17,184	17,117	18,486	17,525
Australian Meat Processors Corporation	16,914	18,056	20,202	22,035
Australian Pork Limited	11,136	12,279	12,423	15,077
Australian Wool Innovation	48,089	43,745	43,309	48,304
Cotton R&D Corporation	9,532	11,801	10,977	7,298
Dairy Australia Limited	30,858	31,283	32,981	35,373
Fisheries R&D Corporation	166	127	149	189
Forest & Wood Products Australia Ltd	4,071	3,668	3,992	4,352
Grains R&D Corporation	97,809	118,396	120,417	117,590
Horticulture Innovation Australia Limited	37,032	41,198	42,111	45,959
LiveCorp	3,059	3,170	4,306	5,612
Meat & Livestock Australia	91,778	93,789	106,000	114,767
National Residue Survey	9,134	9,553	10,442	10,980
Plant Health Australia	1,616	1,952	2,229	2,509
Rural Industries R&D Corporation	4,213	4,623	5,476	4,479
Sugar Research Corporation	3,854	4,342	19,560	22,679
Wheat Exports Australia	4,799	698	0	0
合計	403,684	427,721	467,245	488,784

出典:Department of Agriculture and Water Resources (2015).

注. Wheat Exports Australiaは2012.12.31に廃止となった。

3) 今後の方向

以上のように、オーストラリアの農業政策は、規制と補助の削減・撤廃の歴史をたどってきており、政府による介入がかなり少ないものとなっている。この基本は当面変わらないと考えられる。というのも、もともと経済改革は1970年代の労働党政権に始まったとされるが、その後今日までの政権交代を重ねつつも変わらず継続してきたものである。保守連合政権が2013年末に開始した競争政策点検の最終報告（Australian Government (2015a)）も、過去の規制改革を評価し、今後も更にそれを進めるべきことを提言している。

2015年3月に発表された同報告は、個別の施策の見直しをしたものではなく、競争政策の枠組み全体について検討したものである。小規模で世界に開かれた経済であるオーストラリアにとって、競争力を強化する政策はきわめて重要であるとし、1980年代、90年代、政府の継続的な政策により、関税削減、外国為替市場の規制緩和、国内航空や港湾、通信の規制緩和などを通じて、消費者の選択を広げ価格を下げ、生産者を世界の競争に直面させ、1995年には全国競争政策（NCP）を開始、それらの成果がGDPを押し上げたとしている。他方で、2000年代には改革努力が停滞しており、鉱業ブームが去ったいま、今後の生活水準を以上向上していくために、立ち後れた生産性を高めるための改革を進めること

が死活的に重要なものである、とする。

そのように補助や規制がわずかななかで、政府が行う農業政策は、おのずと限定的なものとなる。価格支持や直接支払いのように農家の所得や収益に直接介入するような政策はほとんど存在せず、生産量、農業構造などに関する数値目標の類を示すこともない。予算を使うのは、ミクロレベルでは、農家への研修・自己啓発事業に対する経費補助など、広範なレベルでは、検疫・検査、研究開発へと民間等での研究開発への補助、あるいは産業の競争条件を整えるといったことがらが中心となり、「計画」に類するものを出すとしても、中長期的な方向性を示すに留まることになる。

2015 年、2 つの「白書」がたて続けに発表された。農業競争力白書と北部開発白書である。(Australian Government (2015c), Australian Government (2015b))⁽¹⁹⁾

2 つの白書とも、上記のようなオーストラリアの農業政策の特徴を反映し、生産量、その場合の農場数がどうなるかなどの農業の将来像の具体的な数値目標や指標はほとんど設けておらず、農業の将来像の具体的イメージは欠けている感があるが、今後農業が目指すべきと考える大きな方向を示すとともにそのような方向に農業が発展するための条件を整備することを謳っており、その目的に貢献する政策については、かなり具体的なものも記載されている、という特徴を持っている。特に北部開発白書からは、北部での農業生産について、それなりに具体的イメージが導かれるところがある。以下にそれぞれの概要を示す。

① 農業競争力白書

農業競争力白書を取りまとめることは 2013 年の総選挙の際の保守連合の公約であり、保守連合政権が成立後、同年 12 月に白書のとりまとめ方針が発表された。オーストラリア経済と地方コミュニティにおいて、農業部門が重要な貢献を続けることを確保すべく、農場の収益性を増大し農業の経済や貿易への貢献、技術革新や生産性を伸ばしていく方策を明らかにするため、長期的な農業政策の基礎となる、という位置づけを付与され、首相・内閣省に置かれたタスクフォースで検討が行われた。最初に白書に盛り込むべき事項に関する政府からの提案として論点ペーパーが公表され、次いで一般コメントも受けて整理した緑書が出され、それぞれについて一般からのコメントが募集されて、それらも踏まえて検討するという経過をたどってとりまとめられた。なお、最初の論点ペーパーは、タスクフォースではなく、農水林業大臣から発表されている。農業競争力白書は、当初の予定よりも半年余り遅れた 2015 年 7 月 4 日に公表された。

オーストラリアの歴史と経済にとって重要な農業が今後も繁栄を続けるべく、世界の人口と食料需要の増大への対応、品質・付加価値面・商品差別化などについての高い要求、技術進歩に追随し生産性を向上させること、グローバリゼーションや気候変動への適応、といった課題に対応しつつ、強い農民、強い経済を維持、発展させることを目指す。

そのため、農業所得の向上、家族を礎石とする農業、21 世紀のインフラ整備、農業・食品等分野での雇用機会創出、不必要な規制の削減、重要な輸出市場へのアクセス改善、オーストラリアの競争上優位な面を活用、活力ある地域コミュニティ、全ての国民に高品質・

新鮮な食料へのアクセスを確保、という 9 つの原則を満たしつつ、政府が取り組んでいく 5 分野にわたる優先的な行動分野とその各分野での政策についてとりまとめている。5 分野の趣旨は以下の通りであり、個々の政策として挙げられたものを第 5 表にとりまとめた。

(i) より公正な環境を農業に保証 (A fairer go for farm business)

農業が活動する環境を、より公正な競争・より適切な規制のもとに置く。農家は相対的に小規模のため流通業者等に対して不利な立場にある。このような公正な環境が確保されたもとで活動できるようにすれば、農家の販売収入の向上につながる。

過剰な規制を見直すこともコストの削減につながる。⁽²⁰⁾

農林水産業の純納税額は 531 百万豪ドルで、減免税額は 387 百万豪ドルである (2008-09 年度～2012-13 年度の年間平均)。減免税が大きいのは、他の主要な産業部門に比べて、気候や市場の変動による所得の振れが大きいことに対応するためだが、なお対応に不十分な部分がある税制を改善する。

(ii) 21 世紀のインフラを建設 (Building the infrastructure of the 21st century)

灌漑農業は農用地の 1%未満で農業生産額の 28%を生み出しているところ (2012-13 年度)、農業生産にとって最も基礎的な投入である水の供給を確保するための貯水能力、輸送網などのインフラ建設について、先を見通して計画し革新的な発想で整備する。

(iii) 干ばつやリスク管理への対応を強化 (Strengthening our approach to drought and risk management)

オーストラリアの農業は、しばしば厳しい干ばつに見舞われるのに加え、農産物市場の変動も大きいことなどから、その所得はきわめて不安定である。これに対処するため農民は柔軟に状況に適応する経営戦略を備える必要がある。政府は、農民がそのような能力を身につけることを促すとともに、農民が逆境に置かれたときは支援する。

干ばつ以外の災害は、干ばつと違って急激な影響をもたらすため、異なる政策対応が必要であり、自然災害救済・復旧枠組み (Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements) のもとで、州政府が救済策等を実施し、連邦政府が事後に費用を分担する。

(iv) より賢い農業へ (Farming smarter)

研究開発の改善や質の高い労働者を確保し、農地などの資源を環境と調和して適切に管理しつつ持続的に農場経営を行っていくことを目指す。

政府は 664.1 百万豪ドルを投じて 25 万カ所の職業訓練所を支援しており、農業や食料部門はその優先的対象の一つである。現場や産業の必要性に的確に応じて研究・開発された生産技術を、高い技能を備えた経営者・労働者が適切に使いこなすことで、効率的で持続的な農業経営を実現する。

なお、労働力の確保に関しては、主に外国人労働者の導入を拡大・円滑化するためのビザの改革やワーキング・ホリデーの緩和などに紙数を割いて現状や進行中の取り組みを説明しているが、「これからの施策」は記載されていない。外国人労働者の拡大について、特にそれが重要視される北部オーストラリア白書に実施事項として掲げられている。

(v) 高級な市場へのアクセス (Accessing premium markets)

オーストラリアは農業産出物の3分の2を輸出しており、世界の10大農業輸出国の一つである。2060年までにアジアだけで10億人が中産階層になるとされているところ、農業の競争力を保ち、輸出額を伸ばすには、高級な市場への機会を確保することが必要であり、このため、貿易交渉や障壁の除去、国内の安全性や品質確保などによって、海外市場へのアクセスの維持・拡大を図っていく。

第5表 農業競争力白書に掲げる優先分野と施策の一覧

優先分野	小項目	これからの施策	農家が得るもの	既に行ってきたこと
より公正な環境を農業に保証	農産物についての公正な競争	農業を担当する委員を新設、能動的な情報伝達プログラムを設けるなど、オーストラリア競争消費者委員会(ACCC)の農業部門への取り組みを強化(4年間で11.4百万豪ドル)	ACCCが、より農場に留意して能動的に、農業供給チェーンでの公正取引と競争を促進し、迅速に事案への対処がなされる	・競争政策レビューの報告(2015年3月) ・競争・消費者法(2010年)により園芸農業の義務的な行動規範と食品・雑貨店の自主的な行動規範を規定 ・不公正契約条項対策を延長 ・小規模企業、家族事業のオンブズマン ・イノベーションと競争力に関する方針を発表(2014年10月) ・穀物輸出ターミナル施設の公平な利用を義務づけ ・食料・アグリビジネス成長センターが、農場を出た後の生産性と競争力の戦略などを検討
		農家に、協同組合、集団取引、革新的事業モデルについての知識と素材を提供するパイロットプログラム(2年間で13.8百万豪ドル)	農家が、事業モデルの代替案(協同組合など)を考慮することや、契約交渉に役立つ情報を得ることに資する	
	より良い規制	農業及び獣疫の農業等の承認をさらに合理化(20.4百万豪ドル)	農家が、新たな農業に、より迅速にアクセスでき、事業コストが低減される	政府は2014年、不要な規制1万、重複する法律1,800を廃止することで、24.5億豪ドル分の規制コストを削減(農業関連で24.5百万豪ドル、インフラ等で82百万豪ドル、環境で546百万豪ドルなど) ・環境規制の「ワンストップサービス」化 ・北部オーストラリアでの土地制度の単純化 ・生体家畜輸出規制を見直し規制コスト1.7百万豪ドルを削減 ・連邦の仕組みを見直し政府間での重複をなくすことについて検討を開始
		生産性委員会による、農業及び海洋漁業・養殖の規制を削減するための調査	全ての政府レベルで規制が削減され、コストが低減して農家・漁家が事業を行いやすくなる	
		原産国表示の改善	消費者が食料品の明確な産地情報を得ることができる	
	より良い税制	農家が、所得税平準化を選択できることとする	一度平準化をやめた農家が、10年後に再度同制度に入る選択肢を得る	・租税白書をとりまとめ中(次回の選挙までに発表予定):農業での損失を他の事業の所得と相殺する際の限度額の増額やワイン生産過剰の一因とされる税制特例の見直しの検討を含む ・FMDsの累次の見直し ・小規模事業の減免税 ・炭素税を廃止
		農場経営預金制度(FMDs)の預金上限額を80万豪ドルに引き上げる	農家がFMDに80万豪ドルまで投入することが可能となる	
		FMD口座を、農場事業の負債と相殺することに使用するのを認める	銀行がこの相殺を認めることで農家の利子コストが低減する	
		より簡素で加速化されたフェンスの減価償却の仕組み(56百万豪ドル)	2015年5月12日以降、農家は、新たなフェンスのコスト控除を、購入した年から行うことができる	
21世紀のインフラを建設		国の水インフラの整備(5億豪ドル)	北部オーストラリアを含めて、将来の水確保と農業発展の新たな機会に関して、農家が確実な見通しを持つことができる	・国家水憲章(2004年)、水確保全国計画(2007年)、マレーダーリング川流域(MDB)計画(2012年)により、水資源開発、水の管理・節約、水取引などを推進 ・漏水防止を図る大鑽井盆地持続可能イニシアチブを3年間延長(15.9百万豪ドル追加) ・Chaffey Dam(ニューサウスウェールズ州)の拡張事業(31.8百万豪ドル。うち連邦政府が18.1百万豪ドル) ・Tranche II 灌漑事業(タスマニア)(連邦政府が60百万豪ドル拠出) ・MDBで灌漑用水の送水効率の向上工事 ・農場での灌漑効率向上事業 等

		連邦科学産業研究機構 (CSIRO) による輸送網投資戦略手法研究 (TRANSIT)。25種の農産物ごとに、最適の供給網とそ ののためのインフラ投資とを究明するもの)を推進して将来の政府のインフラ投資を支援 (1百万豪ドル)	道路と鉄道に生じるボトルネックなどの非効率を修正することにより、農家の輸送コストが低減する	・大型貨物自動車の運行基準等を全国で統一・合理化 ・B-double規格貨物自動車の運行規制を緩和 ・道路インフラへの投資 ・タスマニア向けの輸送費補助を拡大 (2016年から4年間で202.9百万豪ドル) ・沿岸船舶輸送制度について営業許可手続きの簡素化などの改革を準備中 ・地域開発オーストラリア委員会が地域のインフラ問題の対応策を検討するのを支援 ・National Stronger Regions Fund (10億豪ドル) により、地域の優先インフラに資金提供 等
干ばつやリスク管理への対応を強化	干ばつへの備え	コンピュータの増強、予測モデル改良などによる長期天気予報の改善 (3.3百万豪ドル)	農家が、より正確で、よりきめ細かく、より頻繁な長期予報を、判断材料として得ることができる	・全国干ばつプログラム改革に関して政府間合意を行い、連邦政府と州政府は、農家が干ばつに対して適切に備えられるよう、経営講習、経営判断の道具を準備し、社会的な支援などを実施
		新たな水施設についての税額控除と干し草貯蔵設備の3年間の減価償却 (86百万豪ドル)	2015年5月12日以降、農家は、新たな水施設のコストを直ちに税額控除でき、新たな干し草貯蔵設備を3年間で減価償却できる	
		農場保険についての助言とリスク評価のための補助金 (4年間で29.9百万豪ドル)	的確に保険を選択することができる	
	干ばつ中の支援	干ばつ低利融資及び干ばつ回復低利融資 (11年間の融資枠27.5億豪ドル)	引き続き干ばつに対応して低利の資金を利用できる	・2014年2月以来、干ばつの影響下にある地域への支援として政府は、干ばつ低利融資 (3.7億豪ドル)、緊急水インフラ控除 (23.1百万豪ドル)、社会・コミュニティ支援サービスの拡充 (15.5百万豪ドル)、病害虫管理 (8.8百万豪ドル) を実施 ・生計費支援 (Farm Household Allowance、家計困窮の農家に対して2週間毎の支払を行うもの)、無料の地方会計相談サービス (Rural Financial Counselling Service、経営困難の農漁民、地方小規模事業に対して行われる)、地域のコミュニティに対するメンタル・ヘルスの支援、を実施しており、今後も継続 ・干ばつ以外の災害については、自然災害救済・復旧枠組みが設けられ、州政府と連邦政府が役割と費用を分担
		生計費支援の3年目 (最終年) の受給農家への支援を拡充 (22.8百万豪ドル)	農家は生計費支援を受けつつ、次にとるべき道を検討・判断することができる	
		干ばつの影響下にある地域で会計相談サービスを提供する活動費を追加 (2015-16年度に1.8百万豪ドル)	農家が受ける会計相談サービスが増加する	
		干ばつの影響下にある地域のコミュニティに対するメンタル・ヘルス等の支援を拡大 (20百万豪ドル)	地域のコミュニティや農家がメンタル・ヘルスや家族支援にアクセスしやすくなる	
		干ばつ時にはFMD制度を早期利用できることとする	干ばつの影響下の農家は、FMD口座を、適時に利用できる	
		オーストラリア税務局が干ばつの影響下にあるコミュニティの納税者に対して助言等支援	干ばつの影響下のコミュニティの農家が、納税に関する助言を得られる	
		干ばつによる経済低迷に苦しむコミュニティで現地の人や業者を使う事業を実施 (35百万豪ドル)	すぐに着手できる地方事業により、コミュニティで就労機会が創出される	
		干ばつの影響下にある地域で、害獣及び雑草を管理する州政府を支援 (4年間で25.8百万豪ドル)	害獣及び雑草の影響に対処することで、収益性が向上する	
より賢い農業へ	業界と連携した研究・開発・普及	地方産業の研究・開発・普及の目標に関する、明瞭で農家志向の優先順位を構築する	優先順位がより適切になることで、研究財源が、農場の収入を増やす分野に向けられる	・研究開発公社 (RDC。主要な作物等ごとに設置されている) に年間2.4億豪ドル (業界自身の負担金額と同額) を政府が投資 ・農業関係の協働研究センター (CRC) 6カ所に139.5百万豪ドルを拠出。更に北部のための新たなCRCを設立 (75百万豪ドル) ・気候変動のための天然資源管理計画策定基金 (Natural Resource Management Planning for Climate Change Fund) に37.5百万豪ドルを投資 ・北部オーストラリア環境資源ハブ (全国環境科学研究プログラムの一部門) に23.8百万豪ドルを投資 ・研究開発投資には税制特例が与えられる ・2015年5月26日、政府は研究がもたらす事業の利益を拡大するための戦略を発足し、産業と研究部門との協働を促している
		「利益をもたらす地方産業の研究・開発・普及プログラム」を延長 (2018-19年度から2021-22年度まで) (1億豪ドル)	研究成果を実験室から農場へと持ち出すことによって、生産性が向上し、農家が利益を受ける	
		組織運営を改善することにより、RDCの効率を改善する	管理コストが節減されれば、より多くの資金を研究・開発・普及に向けることができる	
		輸出干し草とTea-tree油の産業の研究等への拠出金 (4年間で1.4百万豪ドル) 小規模農業事業についてのRDCへの追加拠出 (4年間で1.2百万豪ドル)	輸出干し草とTea-tree油の産業で、研究・開発・普及が促進される 小規模農業事業は、追加の研究・開発・普及により利益を得る	

	農家による持続可能な資源管理	緊急病害虫駆除と国家的対応とを行う能力を構築(2015年7月から4年間で50百万豪ドル)	政府が、病害虫発生事態に対応したり、将来の封じ込め・撲滅プログラムを実行に移したりするための体制が改善される	・2014年3月、土壌を保全し産業と景観を守るべく全国土壌研究・開発・普及戦略を発表。土壌の研究・開発・普及の支出は推定1.24億豪ドル(2010-11年度) ・排出削減基金((25.5億豪ドル)により温室効果ガス排出削減に取り組んでいる ・地被を衛星画像を利用して計測、地図化するGround Cover Monitoring for Australia事業を実施 ・CSIRO等が、土壌資源の情報を収集、分析、提供 ・野犬対策の全国野犬行動計画に対して政府支援を継続(今後2年間で1.35百万豪ドル) ・若者が保全の体験と実践を行う「緑の軍隊」事業を実施(2015-16年度から4年間、704.4百万豪ドル) ・持続可能な農業と環境の保全、回復の活動を行う全国ランドケア事業を継続(2017-18年度までで10億豪ドル)
		定着してしまった害獣・雑草の管理(2015年7月から4年間で50百万豪ドル)	農家は、害獣・雑草(野生化した犬、猫などを含む)を管理するためのより良い手段や政府からの支援を手に入れる	
高級な市場へのアクセス		主要市場に農業参事官5人を新設するなど輸出先の貿易の技術的障壁除去への取組(4年間で30.8百万豪ドル)	既存市場へのアクセスの維持・強化と新たな市場へのアクセスが、農家及び食品加工業者の増収をもたらす	・FTAなど：韓国とのFTAが2014年12月、日本とは2015年1月に発効。中国とは2015年6月署名。インドとのFTA、TPP、RCEPを交渉中。FTAを有効活用するための業界への啓発活動(24.6百万豪ドル) 等 ・産業成長センター5カ所を設置(188.5百万豪ドル)、中小事業者の市場開拓活動への補助金(50百万豪ドル)、輸出金融保険会社への支援(2億豪ドル) 等によって海外市場の拡大を支援 ・2015年バイオセキュリティ法を制定し、20世紀初頭以来の古い仕組みを合理化 ・政府直営の検疫施設を更新 ・遵守実績のある貿易業者を登録し通関手続きの事前処理等の便益を与えるAustralian Trusted Trader Programmeを実施
		重大なリスクに照準を合わせ、バイオセキュリティの監視・分析を改善(4年間で200百万豪ドル)	有効なバイオセキュリティで農業とコミュニティを外来病害虫から守ることにより、海外市場へのアクセスを維持する	
		トレーサビリティ制度を改善(4年間で12.4百万豪ドル)	製品の信頼性を高めることで海外市場へのアクセスの維持・拡大につながる	

農業競争力白書は、農業部門を成長させ経済を強化するための、オーストラリア政府の実際的な行動計画であり、オーストラリアの農民と農業部門の競争力と収益性のための40億豪ドルの投資計画である、と自らを位置づけており、報道などでもそのようなものとして扱われている。農業団体等の関係者の認識をみると、コスト低減や高付加価値化の促進などに向けた各種の施策として良いことが並べられていると評価する一方で、画期的な新ヴィジョンに立つ政策を欠いている、進路の先にある目標や到達点を示されていない、といった声も上がっている。

なお、農業競争力白書では、生産の制約要因としてもっばら不適切な規制を挙げている一方、それに比べて、気候変動や土壌劣化（塩類化、酸性化等）がもたらすマイナスの影響など、自然の要因についての言及がかなり少ないという印象を筆者は受けた。気候変動に関しては、既存の干ばつ対応やFMDsなどの政策、作物・品種の変更や新技術の導入（ABARE（2007）、農林水産政策研究所（2011））によって対処可能であり、土壌劣化に関しても既に整えられた枠組みの中で対応していく問題と認識してのことであろうか。⁽²¹⁾

② 北部開発白書

オーストラリア北部は、南回帰線から北側（北部特別地域については南回帰線の南側も含む全域が対象）で、面積は約300万km²、人口約130万人の地域である。北端や東部海岸では降水量が多いが、内陸は乾燥地帯である。全国の雇用の5.9%、GDPの11.7%（2012-13年度）を占め、資源部門と建設産業の割合が大きく、輸出は主として資源（鉄鉱石、天然ガス、石炭等）である。農業に関しては、牛の放牧が29億豪ドル（農業全体の57%）と最大であって、その他の主要作物としては、サトウキビ、バナナ、マンゴー、トマト、綿花等である。

今回の北部開発白書は、2007年初めに設置された北部オーストラリア土地・水タスクフォースを発端とする流れの末にある。同タスクフォースは、当時の保守連合政権において、北部で、沿岸部の多雨を利用する灌漑農業開発などを指すとして検討を始めたものであるが、2007年末に労働党政権が誕生すると、開発志向が弱まり、タスクフォースの構成員も入れ替えられて、環境を保全していくという色彩の強い報告書がまとめられた。その後、2013年9月に保守連合が政権に復帰すると、改めて開発推進への方向転換がなされ、農業だけでなく、観光、地下資源など幅広い部門で開発を行うという方針とされた。なお、当初から労働党政権下にかけての検討では対象地域は沿岸に近い部分であったが、同白書での対象地域は拡大して南回帰線から北側となっている（農林水産政策研究所（2015））。

北部開発白書は、2014年2月にアボット首相（当時）が、北部開発政策の土台となるものとして今後20年程度にわたる経済開発施策とその実施方針をとりまとめることを発表し、首相・内閣省内に各省庁横断のタスクフォースを設置して検討作業が進められた。当初1年でとりまとめるとしていたが、若干遅れて、2015年6月18日の公表となった。まとめ過程では、一般からのコメントを受け付け、また、連邦議会の合同委員会（Joint Select Committee on Northern Australia）が公聴会などを踏まえて提言を行った。

白書の構成としては、冒頭総論において、北部開発の有望性を強調し開発のために各種対策を取るべき分野を示し、分野ごとに講じるべき対策の趣旨と内容などを敷衍した後、実施計画として分野ごとの目標と具体的に進める事柄の一覧及び2035年までの大まかなロードマップ（今後2年後まで、5年後まで、10年後まで、20年後まで、に区分した達成までの道のり）を示す。さいごに北部のプロフィールと連邦政府、クイーンズランド州政府、西オーストラリア州政府、北部特別地域政府の既存の政策・プログラムと、民間部門の事業等実績から主なものを抜粋した一覧を添えている。

総論が描く北部開発の展望は、今後20年間で政府が本白書に記載する諸々の方策を実施することを通じて、2035年までに北部がその潜在力を全て解き放つことを目指すものである。そこではまず、北部が急速な経済成長や経済統合の進んでいるアジアに近いこと、①食料・農業事業、②資源・エネルギー、③観光、④国際教育、⑤保健・医療研究・高齢者福祉などで高い潜在成長力があること、原住民社会との全面的な連携が必要であること、等の認識が示される。そして、その開発実現のために政府の取り組みによって事業環境を整える必要があるものとして、土地や水の資源をよりよく利用するために障壁を減らし、良好な投資環境を整備し、インフラを改善し、必要な労働力を確保し、ガバナンスを改善する（土地、水、投資環境、インフラ、労働力、ガバナンス）、という6分野を挙げる。6分野での政府の取り組みの趣旨等の要点は次の通りである。また、第6表に、分野ごとの実施事項と達成目標の一覧を示す。

（i）土地

北部は、原住民が権原を持つ土地面積が大きいうえ、州ごとにそれぞれ、通常の放牧地と原住民の土地の放牧地とが異なる法令によって管理されるなど、土地の権利関係が複雑であり、そのため経済活動が制約されている。原住民権原を早期に確定するなどによりこ

うした問題を整理し、制度を簡素化・明瞭化することによって、土地の上での経済活動の幅を拡げ、北部の事業者自身にとっても利用しやすく外部事業者からの投資の導入にも資することをめざす。

(ii) 北部の水資源開発

潜在的に農業に適した土地は 1,700 万 ha 存在し雨量も少なくはないものの、降雨の季節変動が大きく灌漑用水が不足していることから、適正な水インフラを建設することが北部の潜在力を活かすために枢要である。連邦政府が有望な地域で順次水資源評価を実施するなど水資源に関する情報を収集・分析し提供し、州政府が安定的な水の権利を整備することによって、水資源開発への投資を促す。水インフラ開発のため連邦政府は全国水インフラ開発基金 (National Water Infrastructure Development Fund) を創設し、そのうち 2 億豪ドルを北部に投入する。

灌漑農業の今後の拡大の可能性のある場所として、クイーンズランド州で 12~14 万 ha 以上、北部特別地域で 18 万 ha、西オーストラリア州で 8 万 ha 以上が確認されている。

(iii) 事業の良好な投資環境を整備

世界経済の中での成長が著しいアジアに近い北部は、途上国にも並ぶ大きな発展の可能性を内在していると考えられる。特に、食料・農業、資源・エネルギー、観光、国際教育、保健・医療研究の 5 部門の成長が見込まれる。農業では灌漑面積を 5 倍まで増やす可能性 (全国の灌漑面積が 2 割拡大)、観光では 2035 年までに海外からの観光客が倍増し年間 2 百万人を超える可能性、国際教育では 2035 年までに留学生数が倍増することが期待される。

そこで、政府が、手続きの迅速化や合理化、規制の見直し、技術革新と指導的人材を養成するなど、ビジネス環境を整えることにより、より多くの投資を呼び込み、北部が事業、貿易、投資の出入り口となることを推進する。

(iv) 成長を支えるインフラ整備

既に輸送インフラ投資計画の全体 500 億豪ドルのうち、北部に 50 億豪ドルを投じているが、なおインフラは十分ではない。連邦政府は、優先度の高い公共インフラ (道路等) に向けて資金提供を集中するとともに、民間部門によるインフラ投資をしやすくしてインフラ改善を図る。

2015-16 年度連邦予算で創設した Northern Australia Infrastructure Facility により 50 億豪ドルの枠で空港、港湾、鉄道、道路、エネルギー、水、通信などのインフラ投資に低利融資を行うこと、優先的な道路プロジェクトの実施、肉牛輸送道路の整備などによりインフラの充実を図る。

(v) 北部の労働力

北部の労働力は現在約 64.6 万人と全国の 5.5% にすぎず、労働力の不足と高い賃金が投資の制約となっている。北部での労働には、家族と離れての就労となることが少なくない、都市的な利便性がない、経済情勢の影響を受けやすい、労働者にとり移住や職業免許などのコストが高い、などが労働力確保を難しくしている。

そこで、労働者が他州などで得た免許を北部特別地域でも有効と認めることをより容易

にすることなどにより職を求めるオーストラリア人に仕事を与え、原住民を雇用し、それでも人手不足なら DAMA（指定地域での移民特例）の設定やワーキング・ホリデー・ビザ制度の拡大などにより外国人を雇用しやすいように障壁を低くすることでこの問題に対応していく。

（vi）良好なガバナンス

北部には連邦政府、クイーンズランド州政府、西オーストラリア州政府、北部特別地域政府、そして 74 の地方政府があり、計画を円滑に進めるためにはその役割の重複の回避や、境界付近での利害関係などについて、政策調整を適切に実施する必要がある。

既に課題ごとに設けられている関係者の連絡会議などの調整の仕組みに加え、連邦政府の首相、副首相と、北部諸州の首相との定期会合の実施や、連邦政府の副首相が本白書の進捗状況を連邦議会に毎年報告することにより連邦議会の関与を強めるなどの取り組みを行う。

北部開発白書を検討するタスクフォースの任務においては、保守連合の 2013 年の選挙公約に記された政策選択肢を考慮することが指定されていた。具体的には、北部の各種機会として、農業、観光業、エネルギー、資源、国防、医療センター、教育ハブ、技術的技能の輸出、の 8 つが挙げられていた。このうち、医療センター、教育ハブ、技術的技能の輸出に該当する内容は白書にはあまり盛り込まれなかったようである。

また、全体として、北部の経済を、農業、鉱業、観光業等の分野で発展させるという方向は示しているが、将来像についてはあまり具体的に示されていない。経済発展のためには急速な人口増加が必要であり、2060 年までに人口 500 万人とする基盤作りを要するとしている程度である。その一方で、政府の施策として何を行うかということ、それに幾らを費やすかという部分では、具体的な場所や数値が語られる。政府の介入の少ないオーストラリアにおいては、政府が計画経済的な目標値を示すことは難しいということではあろう。同白書の前文においても、政府（単独で）は、北部を発展させることは出来ない、政府に出来るのは事業者が投資をして利益が上がり地域コミュニティが繁栄する環境を整えることだけである、と記載されている。⁽²²⁾

第6表 北部開発のための対策分野とそれぞれの実施事項等

分野	実施事項(抜粋)	達成目標
投資を支援するために、土地の仕組みの簡素化	土地の上で行う経済活動の幅を広げる制度を試行しその効果を実証(10.6百万豪ドル)	原住民の土地に対する権利を明確化・安定化・強化すること、手続きを迅速・透明とすることなどにより、原住民がその土地からより多くの機会を得ること 活動の規制を緩和・簡素化した、明確で効率的な土地利用の仕組み
	原住民権原を認知する制度を支援し、10年以内に現在ある原住民権原申し立て問題を決着させることを目標とする(今後4年間で110百万豪ドル)	
	投資家の予見可能性を高め権原保持者の機会を拡大する、より効率的な原住民権原過程をめざした土地レビューを実施	
	原住民権原保持者が、潜在的な投資者に対応していくのを支援(20.4百万豪ドル)	
	希望する原住民コミュニティに対して99年間のタウンシップ・リースを行うことを支援、北部一帯の測量・地図作成、等(17百万豪ドル)	
	異なる土地の権利関係についての、事業者にとって使いやすい情報を提供し、北部への投資の魅力を高める	
水資源の開発	新たな全国水インフラ開発基金(National Water Infrastructure Development Fund)の一部により水インフラを建設し、安全で取引可能な水権利に結びつける(200百万豪ドル) 手始めとして以下を行う。 －Mitchell River流域、West Kimberley及びDarwin地区で、利用可能水量と水インフラの最適場所を決定(15百万豪ドル) －Nullinga Dam及びOrd川開発第3ステージの経済的フィージビリティの詳細な検討を実施(各場所5百万豪ドルまで)	適切な場所への水インフラの整備によって北部全域にわたり水へのアクセスを拡大 的確な水計画と取引可能な水権利により、利用可能な水資源の効率的な配分と利用を促す
	2015年末に大規模な投資フォーラムをダーウィンにて開催し、投資家に北部の投資機会を紹介 北部オーストラリア保険料タスクフォースにより、北部での保険コストの低減につながる活動について調査 インドネシア、パプアニューギニア、チモールとの事業の結びつきを育成(2.5百万豪ドル) 北部の観光産業ビジネスへの経営管理助言その他の事業支援サービスを拡張(13.6百万豪ドル) 北部開発のために、農業、食料、熱帯保健を研究する新たな協同研究センターを設置(75百万豪ドル) 人々と経済を病気のリスクから守るための熱帯保健戦略の策定と実施(15.3百万豪ドル) 熱帯保健についての世界クラスの研究機関の間の連携を構築(2百万豪ドル) バイオセキュリティに関する原住民のレンジャー・グループを支援(12.4百万豪ドル) ダーウィンに「ワンストップサービス」の事務所を置き、プロジェクトの煩瑣な手続きを合理化・迅速化(2百万豪ドル) 中国及びインドからの来訪者向けビザの改革(電子手続きの拡張、中国語使用によるビザ申し込みを試行、など) 原住民文化遺産に関する保護の改善と手続きの合理化について、主要な原住民グループと協議 漁業に関する手続きの合理化、養殖管理の権限を州に委譲、リスクの低い魚種については輸出免許期間を10年間に延長 など 漁業・養殖業に対する投資の妨げとなっている重複規制や不適切な実施がなされている規制がないか、生産性委員会(PC)が点検	幅広い部門での投資プロジェクトを誘致し、規制を見直し、観光業や鉱業を振興し、持続可能で活力のある農業・漁業の経営を支援する等により、多様な産業分野で経済成長 海外との結びつき、地域内の人・事業の間のつながりを強める

成長を支えるインフラ整備	北部オーストラリアインフラ計画(Northern Australia Infrastructure Facility)のプロジェクトに対する低利融資(融資枠50億豪ドル)	公的投資・民間投資の増大等によりの確な計画のもとでインフラを拡大し、これをより適切に活用すること
	優先的な道路プロジェクトの実施(Great Northern Highway, Arnhem Highway, Flingders Highway, Barkly Highway, Hann Highway, The Outback Way, Tanami Roadなどが候補)(6億豪ドル)	
	北部オーストラリア肉牛道路資金による肉牛供給網の改善(1億豪ドル)	
	貨物鉄道プロジェクトの分析(当面は、Mount IsaとTennant Creekを結ぶ鉄道の費用便益分析を含むフィージビリティ・スタディ)(5百万豪ドル)	
	滑走路の改善及び遠隔地域での航空サービスに対する補助(39.6百万豪ドル)	
	関係事業者グループを設置し、航空輸送と地上輸送との連携を改善するための検討を行う	
成長のための労働力確保	北部に進出しようとする業者が、労働技能の向上のための助言・補助金を受けるための要件を緩和する	適切な技能を持ち北部で働くオーストラリア人の数を増やすこと 労働需要に対して労働供給が不足する状態を解消すること
	本白書に基づき資金拠出される道路プロジェクト等に関して、原住民の雇用目標を設ける	
	労働者が他州などで得た免許を北部特別地域でも有効と認めることをより容易にすることについて、北部特別地域政府を支援	
	需要の大きい地域での外国人労働者導入をより柔軟にすべく、北部特別地域における移民特例(DAMA)を完成させ、西オーストラリア州、クイーンズランド州ともDAMAの協議を行う	
	季節労働者プログラム(Seasonal Worker Programme)を拡大・合理化して、事業者のコストを下げ、労働者の数を増やし、対象国と業種を拡大する	
	ワーキング・ホリデー・ビザ制度を拡大して、北部の需要の大きい分野で、希望者がより長期間働けるようにする。観光又は農業でならば2年目も働けるようにする枠も設ける	
	太平洋極小国(ナウル、ツバル、キリバツ)の国民について、250人まで、北部で2年間働くビザを試行する	
良好なガバナンスの確立	連邦政府の首相、副首相と、北部諸州の筆頭大臣とが定期会合(Northern Australia Strategic Partnership)を行う	北部に関する意思決定の仕組みと議会の関与を強化すること 北部の公共サービスを強化すること
	北部オーストラリア室(Office of Northern Australia)を北部に移転	
	北部オーストラリアに関する合同委員会を、恒久的なものにすることを連邦議会に対して勧告する	
	本白書による計画、及び北部に影響を与える連邦政府の新たな計画に関する進捗状況を、副首相から連邦議会に対して毎年報告する	
	本白書の実施を支援するため、異なる層の政府間で職員派遣などの連携を強化	
	2016年3月に北部オーストラリアをテーマとする規制撤廃デーを実施	
	北部での防衛力を強化する	

出典:北部開発白書(Australian Government(2015b))からとりまとめ。

注. 予算額が明示されている場合は実施事項の各項目のあとに()内にその額を示した。

3. 農業貿易政策

(1) 貿易状況

オーストラリアの国土面積は広く農用地の割合も大きいですが、大部分が乾燥地帯となっており、灌漑農業も限られたものでしかないため、生産量は必ずしも多いわけではない。最大の穀物である小麦にしても、その生産量はフランス1ヶ国を下回る規模である。ただし、人口が2,000万人余りと相対的に少ないことから国内消費が小さく、主要農産物である、小麦、大麦、牛肉、羊毛、乳製品などについて、その多くが輸出されることになり、世界全体の輸出に占める地位も高い。

第7表 生産・輸出量とシェア（2008-09年度から2012-13年度の平均）（千トン，％）

	豪州の生産量，輸出量			世界の数値，世界に対する豪のシェア			
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア
小麦	24,685	18,276	74.0	673,460	155,320	3.7	11.8
大麦	7,910	5,065	64.0	138,600	18,600	5.7	27.2
コメ	612	247	40.4	455,420	32,854	0.1	0.8
綿花	777	692	89.0	25,263	8,429	3.1	8.2
砂糖	4,140	3,017	72.9	166,660	55,340	2.5	5.5
油糧種子	3,978	2,271	57.1	445,820	107,820	0.9	2.1
牛肉	2,131	1,391	65.3	58,355	7,806	3.7	17.8
羊毛	421	360	85.6	2,047	658	20.6	54.7
羊肉	580	344	59.3	8,363	1,014	6.9	34.0
豚肉	341	50	14.6	106,403	14,594	0.3	0.3
鶏肉	926	34	3.7	86,893	15,773	1.1	0.2
バター	127	60	47.5	8,318	747	1.5	8.1
チーズ	343	163	47.4	16,773	1,433	2.0	11.3

出典：ABARES Agricultural Commodity Statistics(各年)、FAOSTAT、GlobalTradeAtlas
のデータからとりまとめ。

第 8 表 農産物の輸出先地域別輸出額 (FOB)

(百万豪ドル)

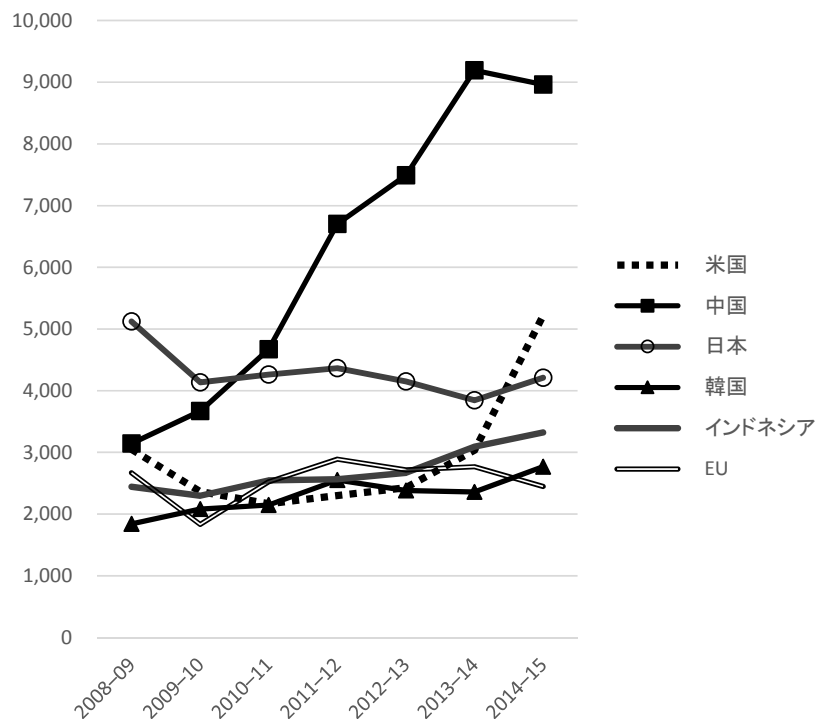
	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
アフリカ	991	809	968	1,145	1,346	1,357	1,161
南北アメリカ	3,709	2,875	2,706	2,905	2,984	3,641	6,004
北アジア	11,312	11,120	12,380	14,988	15,387	17,049	17,793
東南アジア	5,810	5,372	6,360	6,945	6,899	7,905	8,434
南アジア	1,026	1,414	1,495	1,436	1,833	1,511	1,774
中東	2,837	2,098	2,729	3,139	3,928	3,838	3,117
欧州	3,123	2,125	3,097	3,370	3,108	3,254	2,650
オセアニア	1,994	1,922	1,923	2,011	2,032	2,073	2,228
その他地域	296	106	259	451	506	521	485
世界計	31,099	27,837	31,917	36,389	38,023	41,158	43,617

出典：ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2015.

注. その他地域には、輸出先国が公表されていない品目を含む。

第 7 表のとおり、オーストラリアの主要農産物のなかで生産量が世界全体の 1 割を超えるのは羊毛だけだが、輸出に占める割合でみると、小麦、大麦、牛肉、羊毛、羊肉、チーズが 1 割を超えている。このほか、綿花、砂糖、油糧種子も生産量に対する輸出の割合が大きく、オーストラリア農業の輸出依存度の高さを示している。もちろん、すべての品目で輸出依存ではなく、豚肉、鶏肉のように輸出割合が低いものもある。野菜・果実も同様である。豚肉の場合は、第 7 表には現れないものの、輸入量が多く、近年は輸出量の 5～6 倍を輸入する輸入超過である。

農産物輸出先を地域別に見ると、北アジアが全体の約 4 割を占めて高い地位にあるものの、世界の各地域に広く輸出していることがわかる（第 8 表。同表中、欧州にはロシアが含まれている）。ただし、南北アメリカへの輸出のうち 9 割超は米国及びカナダ向けであって、南米向けの輸出はわずかである。



第7図 農産物の上位輸出先国（FOB、百万豪ドル）

国別での上位は、中国、日本、インドネシア、米国、EU、韓国である（第7図）。最近では中国向け輸出が急速に増加してきており、2010-11年度に中国が日本を抜いて第一位の輸出先となった。日本向けは、中国に抜かれたほか、第3位以下の国との差が縮まってきており、その地位が相対的に低下してきている。ただし、2014-15年度に米国が日本を上回っているのは、米国内の牛肉生産減少によりオーストラリアからの輸出が急増したためであり、一時的なものである。

品目別での輸出先も概して多岐にわたっているが、主な輸出先をみると、小麦は東～東南アジア向けと中東向けが多い。大麦では中国、サウジアラビア、日本が、粗糖ではインドネシア、韓国、日本が、それぞれ上位にくる。綿花、羊毛は圧倒的に中国向けが多い。牛肉は、日本、米国、韓国向けで過半を占め、最近中国向けの伸びが目立っている。チーズは日本向けが非常に大きく、脱脂粉乳は東南アジア向けが中心である。なお、コメは、輸出業者が1つに限られているため企業秘密を理由として輸出先が明らかにされていないものの、日本のほか中東など数十カ国に輸出している。

（2）貿易政策

1）基本的方針と FTA の進展

農政改革の項で述べたように、オーストラリアは、一方的な引き下げも含めて関税の撤廃・削減を進めてきた。その結果、現在の最恵国待遇（MFN）関税率は全品目平均で 3.0%，

農産物に関しては1.4%と相当に低い水準となっている（WTO(2015)）。また、かつて多くの品目で行われた輸出国家貿易も経済改革の一環として次々に解体され、2008年にはAWB（オーストラリア小麦ボード）が輸出独占権を失って最大規模だった小麦の国貿が解体された⁽²³⁾。こうした経済改革を達成し、自らの関税や数量制限などを廃止した後の国際貿易交渉では、徹底して関税の撤廃・削減を求める立場をとってきた。そして、前項に示すように主要農産物が輸出に依存する構造になっていることから、とりわけ農産物については、市場拡大につながる輸出先国の関税撤廃に強い関心を示してきた。

国際貿易交渉の道筋として、オーストラリアは、以前はWTOなど世界的枠組みでの貿易交渉を最優先する方針をとっていた。オーストラリアに限らず、ウルグアイ・ラウンドまでは、ガット・WTO体制のもとでの多国間交渉を重視したが、他国がWTOだけではなく二国間、地域間の自由貿易協定（FTA, EPA など。以下ではまとめて「FTA」と表記する。）も進めるという姿勢をとったときも、オーストラリアはFTAに否定的な見解だったため方針転換をするのがやや遅れた印象がある。FTA重視の姿勢に変わったのは、今世紀に入る前後である。もともと経済関係が緊密であった隣国ニュージーランドとは、1980年代にFTAを締結し、既に1990年までに全ての関税を撤廃したが、本格的にFTA締結が進むのは2003年発効のシンガポールとのFTAからである。以後、主要な輸出先国と次々にFTAの交渉、締結を進めている。

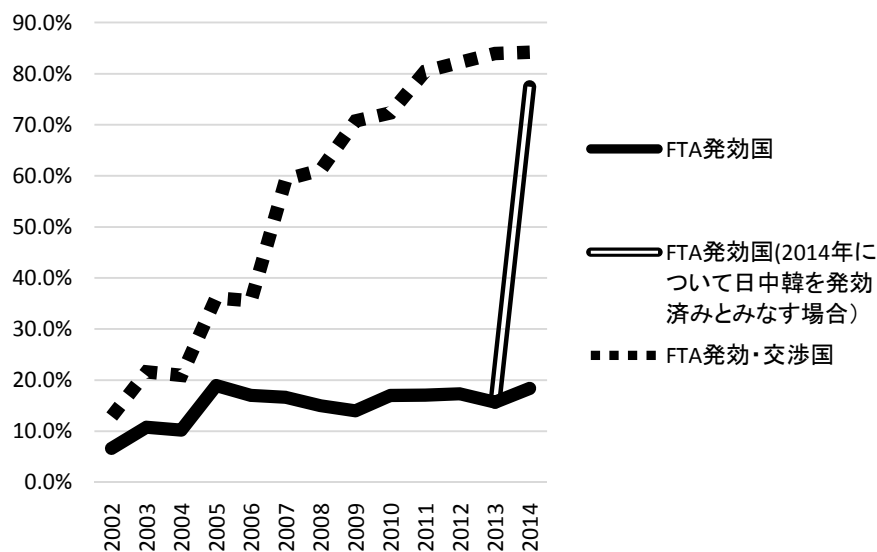
第9表 オーストラリアのFTA一覧

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2001年4月交渉開始、 2003年2月署名、 2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2002年5月交渉開始、 2004年7月署名、 2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2003年3月交渉開始、 2004年5月署名、 2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持(対豪枠は恒久的に毎年拡大していく)、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃
チリ	締結済み	2007年8月交渉開始、 2008年7月署名、 2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖(1701.11.00、1701.12.00、1701.91.00、1707.99.10、1701.99.20及び1701.99.90)については、6%の従価税は撤廃するが特定関税(1年ごとに決定され、上限は25.5%)は維持
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド	締結済み	2005年2月交渉開始、 2009年2月署名、 2010年1月発効	カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出(2007-08年度)の96%に当たる90~100%のタリフラインで関税撤廃。
マレーシア	締結済み	2005年5月交渉開始、 2012年5月署名、 2013年1月発効	マレーシアは2020年までにタリフラインベースで98.8%の関税を撤廃、牛乳・豚・豚肉・家禽・家禽肉・卵はTRQだが枠内無税、枠は継続的に拡大。(豪は発効と同時に全ての関税を撤廃)
韓国	締結済み	2009年5月交渉開始、 2014年4月署名、 2014年12月発効	韓国の農林水産物を除き相互に関税撤廃。韓国のコメ、粉乳、野菜の一部等に関税が存続
日本	締結済み	2007年4月交渉開始、 2014年7月署名、 2015年1月発効	日本側はコメを除外したほか、麦類、食肉、乳製品等で関税が存続
中国	締結済み	2005年5月交渉開始、 2015年6月署名、 2015年12月発効	中国はコメ、小麦、植物油、砂糖などを除くものの、乳製品、牛肉・羊肉、野菜・果実を含む大部分の農産物の関税を撤廃
GCC(湾岸協力理事会)	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月の第4回交渉会合の後、進展無し
TPP(環太平洋パートナーシップ協定)	署名	2010年3月交渉開始 2016年2月署名	P4(ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効)の拡大協議に米国、ペルー、ベトナムとともに参加。マレーシア、日本、メキシコ、カナダもその後参加。
インド	交渉中	2011年7月交渉開始	2015年9月までに9回の交渉会合
インドネシア	交渉中	2013年3月交渉開始	2013年7月までに2回の交渉会合
RCEP(東アジア地域包括的経済連携)	交渉中	2013年5月交渉開始	アセアンと日本、中国、韓国、豪、NZ、インドの16カ国の枠組み。2016年2月までに11回の交渉会合

出典:DFAT(外務貿易省)ホームページの情報などからとりまとめ。2016年3月31日現在。

第9表にこれまでのオーストラリアの FTA の締結状況を示した。交渉開始の順番ではなく、発効の時期が早い順に並べている。シンガポールとの署名に続いて、その翌年には輸出先として主要な米国、タイとの間で、早くも署名している。また、2005年に ASEAN、マレーシア、中国と、2007年にチリ、日本、湾岸協力理事会（GCC）と、2009年に韓国と交渉を開始し、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉には当初から参加した。その後も、インド、インドネシア、16カ国で構成される東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の交渉を始めた。締結国は、米国、タイの後、チリ、ASEAN、マレーシア、韓国、日本、そして最新が2015年12月で中国との FTA が発効済みであり、TPP は2016年2月に署名に至ったところであり、今後の批准手続きが注目される。

急速に FTA が進展しているように見えるが、実際のところは交渉入りは順調あったものの、FTA 交渉の妥結はそれほど早く進んだわけでもない。第8図で、オーストラリアの輸出額に占める FTA 相手国のシェアを示している。折れ線はそれぞれ FTA の状況を示し、該当年度に交渉中、発効済み等を表している（2015年に発効ないし署名に至った中国、日本、韓国を、2014年時点で発効済みとみなす場合についても示している）。⁽²⁴⁾ 輸出額に着目しているのは、オーストラリアは、自らの輸入関税率は低く、FTA においては相手国側の関税を撤廃することを重視しているためである。



第8図 オーストラリアの輸出額に FTA 相手国が占める割合の推移

出典：Global Trade Atlas のデータから作成。

FTA が発効済みの国と FTA を交渉中の国を合わせた FTA 相手国全体への輸出額の、対世界全体への輸出額に占めるシェアを見ると、ニュージーランドが発効し、シンガポール及びタイと交渉中の2002年には13%程度であり、米国との交渉が始まった2003年は21.6%となった。その後、ASEAN、中国、日本、韓国等と交渉相手国が増えるに従って増加し、2007年には21カ国を相手に59.3%と過半となり、2014年には26カ国で、84.2%

を占めるに至っている。輸出額の大きな国とはおしなべて FTA を進めようとする姿勢がはっきり示されている。

ただし、次に、FTA 発効済みの国に限定して、輸出額全体に占めるシェアを追うと、2002 年はニュージーランドのみで 6.7%であったのが、シンガポール、米国、タイが加わった 2005 年は 19%と大きく増加している。ところが、その後、低下を続けて 2009 年には 14%となる。2010 年には ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA が発効したことから 17%へと上昇したものの、それから 2014 年まで横這いとなっている。すなわち、2013 年までの 10 年間ほどは、交渉は重ねてもその妥結は滞り気味であった。

2014 年には、韓国、日本、中国と立て続けに交渉がまとまり状況が大きく変わる。韓国とは、2014 年 4 月に署名、同年 12 月 12 日に発効した。日本は、2014 年 7 月に署名、翌 2015 年 1 月 15 日に発効した。中国とは 2014 年 11 月 17 日に大筋合意した(発効は翌 2015 年 12 月 20 日)。第 8 図の赤の折れ線が示すように、日中韓を発効済みとみなすと、FTA 締結国への輸出が 77.4%に達する。3 カ国を除く場合の 4 倍以上であり、これまで交渉入りをした相手国との貿易額の大部分について FTA が実現したことになる。

2) FTA での関税撤廃の内容

FTA においては徹底した関税撤廃を追求するのがオーストラリアの特徴である。オーストラリア自身は、その関税を全部撤廃し(相手国によっては中古車 8 関税ラインの特定関税を除く。)、相手国に対しても例外のない関税撤廃を求める。この交渉姿勢は一貫しているが、これまで締結した FTA において、必ずその結果を勝ち取ってきたわけではない。第 10 表に、オーストラリアのこれまでの FTA における、関税撤廃の状況をまとめた。それぞれ相手国の対オーストラリアの関税率表の品目(タリフライン)の総数に対して関税の残存する品目数の割合を示している。⁽²⁵⁾

ニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリとの FTA までは、米国を除いてほぼ全部の関税が撤廃されてきた。チリについて砂糖の 6 タリフラインに特定関税(上限 25.5%)が残るのみである。米国との FTA では、乳製品にタリフライン数として少なからず関税が残るが、その大部分には無関税輸入枠が割り当てられており、FTA 発効後のオーストラリアからの対米国輸出実績では、この枠を大幅に残しているため、関税撤廃と並ぶ結果を得たと言えよう。このため、実質的に関税撤廃から除外されたのはほぼ砂糖・砂糖調製品のみである。

これに対し、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA では、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、タイ以外の国については、関税がかなり残存した。特に、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税は、タリフライン総数の約 1 割以上について撤廃しておらず、途上国に対する配慮をしたものと説明された(DFAT (2008))。

第 10 表 オーストラリアの FTA での相手国の関税非撤廃の状況

相手国ないし名称	発効	全品目			農林水産物小計			農林水産物の除外率(内訳)				主な除外農林水産物等	農林水産物等以外の主な除外品
		ライン数	除外数	除外率	ライン数	除外数	除外率	農水産品	皮	木材	動植物繊維		
ニュージーランド	1983.1	7,432	—	0.0	1,508	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
シンガポール	2003.7	8,300	—	0.0	1,610	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
タイ	2005.1	6,276	—	0.0	1,241	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
米国	2005.1	10,307	169	1.6	2,298	169	7.4	10.3	0.0	0.0	0.0	乳製品、砂糖、砂糖を含む調製品	—
チリ	2009.3	7,714	6	0.1	1,865	6	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	砂糖	—
ASEAN:ブルネイ	ASEAN・ニュージーランド・オーストラリア FTA 2010.1	10,689	82	0.8	1,808	80	4.4	6.2	0.0	0.0	0.0	タバコ、酒類、酒類製造用調製品	酒類製造用の香料
ASEAN:タイ		6,219	69	1.1	1,228	69	5.6	7.7	0.0	0.0	0.5	ミルク・粉乳、じゃがいも、タマネギ、ニンニク、コメ、植物油、コーヒー・茶、タバコ、生糸	—
ASEAN:マレーシア		10,599	395	3.7	3,557	92	2.6	7.0	0.0	0.0	0.0	豚肉、鶏肉、牛乳、卵、マンゴー等一部果実、コメ、酒類、タバコ	鉄鋼、自動車、武器
ASEAN:フィリピン		11,059	595	5.4	1,920	108	5.6	7.7	0.0	0.0	0.0	豚肉、鶏肉、小麦、コメ、食肉調製品、砂糖	プラスチック、ガラス、鉄鋼、自動車部品
ASEAN:インドネシア		11,159	762	6.8	1,855	164	8.8	12.3	0.0	0.0	0.0	牛肉、羊肉、コメ、砂糖、酒類、タバコ	プラスチック、鉄鋼、自動車、機械、衣類
ASEAN:ベトナム		10,717	1,045	9.8	1,828	164	9.0	12.5	0.0	0.0	0.0	くず肉、魚介類、卵、肉・魚調製品、酒類、タバコ	プラスチック・ゴム、鉄鋼、自動車・自動車部品、機械
ASEAN:カンボジア		10,689	1,277	11.9	1,857	208	11.2	15.7	5.5	0.7	0.0	牛肉・羊肉、粉乳、野菜、果実、大麦、コーヒー・茶、肉・魚調製品、酒類	鉄鋼、機械、電気機器、自動車、光学機器
ASEAN:ラオス		10,690	1,288	12.0	1,807	202	11.2	7.3	25.5	39.1	0.9	野菜・果実調製品、酒類、油かす、木材	鉄鋼、機械、電気機器、自動車、光学機器
ASEAN:ミャンマー		11,120	1,651	14.8	2,082	611	29.3	34.8	36.4	18.2	4.0	魚介類、乳製品、コメ、油脂、肉・魚調製品、砂糖、穀物調製品、野菜果実調製品、酒類、タバコ	真珠・宝石・貴金属、機械、電気機器、自動車、船舶
マレーシア	2013.1	9,417	97	1.0	3,300	75	2.3	4.9	0.0	0.0	0.0	豚肉、鶏肉、牛乳、卵、酒類、タバコ	拳銃など
韓国	2014.12	11,880	186	1.6	2,471	186	7.5	10.0	0.0	2.4	0.0	コメ、でん粉、野菜・果実、粉乳、穀物調製品、おたねにんじん、合板	—
日本	2015.1	9,367	1,064	11.4	3,248	976	30.0	38.3	22.6	14.5	2.3	コメ、小麦、牛肉、豚肉、鶏肉、乳製品、砂糖	履き物
中国	2015.12	8,238	271	3.3	1,852	146	7.9	6.8	0.0	24.6	4.2	コメ、小麦、トウモロコシ、植物油、砂糖、タバコ、合板	木製建具、肥料、紙・紙製品、印刷物、タバコ製造用機械

出典：各FTAの譲許表からライン数を数えるとともに、WTOへの報告文書を参照。

注：農林水産物の区分は、HSコードにより、農水産品=1～24類、皮=41類、木材=44類、動植物繊維=50～53類。

「除外」としているのは、最終的に関税がゼロにならないという意味であり、一定の関税削減を行うものも含まれている。

他方、韓国、日本は OECD 加盟国でありながら、農林水産物の多くの品目で関税を残した。韓国にあっては、コメ・コメ関連調製品、その他の穀物調製品、野菜・果実、おたねにんじんなど、関税分類第 1～24 類の食品（農水産品）のうち約 1 割に関税が残り、日本にあっては、コメ、小麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖など、4 割弱に関税が残る。日本の除外率はタリフライン全体についてみると 1 割強であり、これは ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA でのカンボジア、ラオスに並ぶ水準である。食品のタリフラインについての日本の除外率はミャンマーを上回る水準である。中国は、農産物に関して、乳製品、牛肉・羊肉をはじめとする肉類、野菜・果実などは全て関税を撤廃し、関税が残るのは、小麦・トウモロコシ・コメとその粉・ミール、大豆・なたねと植物油、砂糖、それにタバコのみである。工業製品での除外品目も少なく、かなり高い水準での関税撤廃となっている（DFAT（2015b）他）。

3）今後の FTA

2016 年 2 月には、TPP が署名に至った。TPP では、豪米 FTA では除外扱いとされた、米国の砂糖輸入の関税割当枠が拡大され、日豪間の合意で 20%前後とされていた日本の牛肉関税が 9%になるなど、既存の FTA よりもアクセスが拡大することとなっている。関係業界の反応も概ね好評の様子であり、オーストラリアの国内手続きにとって大きな障害はないようである。ただし、TPP 交渉参加国のなかで個別の FTA を締結していない相手国、いわば新規の FTA に該当するのはカナダ、メキシコ、ペルーであり、この 3 カ国への輸出シェアは合わせても 0.6%にとどまる。

現在政権を担う保守連合は、2013 年の総選挙時の公約として、「中国、韓国、日本、インド、GCC、インドネシアとの FTA を決着させる」、更に、「EU、ブラジル、香港、パプアニューギニア、南アフリカ、台湾との FTA の可能性を追求する」ことを掲げていた。既存 FTA に、これら公約にある国・地域への輸出を全部加えると、オーストラリアの輸出総額に占める割合は 93.4%に達する。韓国、日本、中国と FTA の締結に至ったことで、公約の重要な部分の実現を果たし、TPP も決着したことから、保守連合政権は次の公約国、EU（輸出シェア 4.5%）、台湾（同 2.6%）、香港（同 1.1%）などとの新たな FTA を追求するであろう。折しも、TPP 交渉の大筋合意後間もない 2015 年 10 月 14 日に、欧州委員会は貿易・投資政策の目指す方向を発表し、農業部門がセンシティブであることを考慮するとの注記付きではあるものの、オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉入りを目指すことを掲げた（EU（2015））。そして、11 月 15 日には、FTA 交渉開始に向けて作業を始めるとのオーストラリア・EU 首脳による共同声明を出しており、今後の進展が注目される。（DFAT（2015c））

- 注(1) 農林水産政策研究所（2015）参照。ただし、保守連合政権も、地球温暖化ガスの排出削減を図るとしている点では労働党政権と同じである。労働党の炭素税は廃止したが、それに代わる「直接行動計画」は労働党の「低炭素農業イニシアチブ」の衣替えて、炭素税と同様市場の仕組みを取り入れていることに加え、地球温暖化ガスの排出上限も設定するとしている。こうしたことからすると、気候変動対策に関してさえ、両政権のアプローチが根本的に異なるとまでは言えないかもしれない。
- (2) この項の記述は、経済全般に関しては主に、Productivity Commission（2003）及びロス・ストコール著、近藤正臣訳（2007）により、農業関連部分は、Botterill, L.（2003）、OECD（2014）、Gray, EM, Oss-Emer, M. and Y. Sheng, Y.（2014）、Lloyd, P. and MacLaren, D.（2015a）、Lloyd, P. and MacLaren, D.（2015b）、Anderson, K., Lloyd, P. and MacLaren, D.（2007）及び Zhou, Zhang-Yue（2013）によりとりまとめた。
- (3) 牛乳・乳製品の規制改革について詳しくは次項を参照。
- (4) タスマニア向け小麦輸送費補助は、主産地から遠いタスマニアの小麦価格を本土と同一にする趣旨のものであり、農業への補助とするよりも消費者対策と位置付けるのが適切かもしれない。
- (5) Anderson, K., Lloyd, P. and MacLaren, D.（2007）。なお、ここでは、1970年代以前には農業への手厚い保護や介入があったが、その後規制緩和され保護はほとんど廃止されて、農業への補助が少なくなったという趣旨の説明をしてきた。しかしながら、Lloyd, P. and MacLaren, D.（2015a）、Lloyd, P. and MacLaren, D.（2015b）及び Anderson, K., Lloyd, P. and MacLaren, D.（2007）は、別の視点を提示している。すなわち、この3論文は、1901年のオーストラリア連邦成立以後の産業各部門への保護の程度を分析し、オーストラリアは農業だけではなく製造業も保護してきたこと、20世紀初頭の連邦成立以来一貫して製造業の方が農業よりも手厚い補助を受けていたことを明らかにし、農業保護の程度は製造業を保護することによる間接的な農業者の意欲低下を若干打ち消す程度であったと指摘する。農業界の利益を代表する地方党（後の国民党）の活動などで農業への補助は増えたが、それでも製造業への補助には一貫して及ばなかった。国際市場との関係を別としてオーストラリア国内だけを見れば、農業は相対的に不利な条件を課されていたのであり、1970年代以降の経済の規制改革によって製造業、農業ともに保護が無くなったのは、農業にとっては条件が改善されたことを意味し、それが近年の農業発展の背景にあるとの可能性を示唆している。
- (6) この項の記述は、規制改革前に関しては、主に、社団法人中央酪農会議（1993）（1996）、畜産振興事業団（1992）、Harris, D.（2005）、Edwards, G.（2003）により、規制改革後については主に、Harris, D., Harris, D.（2005）及び、Edwards, G.（2003）によりとりまとめた。
- (7) このように、WTOへの農業補助金通報において酪農産業調整施策の生産者への直接支払い DSAP 及び SDA を、オーストラリア政府は黄色の補助金（上限額を遵守する約束の対象であり要すれば削減しなければならない AMS）として通報している。ところが、前項で述べたように DSAP 及び SDA は過去（1998-99 年度）の生産量に基づき金額が固定された支払いであり、その後の生産や価格に連動等するものではないから、WTO 農業協定上、削減対象とならない緑の補助金に該当すると考えられる。
- (8) このほか、デミニミスとして、2.82 豪ドルが報告されている。うち、品目特定のものが牛の生体輸出にかかる 73 万豪ドルである。品目を特定しないもののうち最大のものはニューサウスウェールズ

州の私有灌漑インフラ改善プログラムの 1.82 億豪ドルであり、その金額は関連する普及サービスなどの所要額の合計であるが、内容として含まれる普及サービス等は個別に通報すれば緑の補助金に該当するとオーストラリア政府は注記している。

- (9) ニュージーランドの農業補助削減については、農林水産政策研究所(2010)を参照。
- (10) 一般サービスのなかでも、その金額の 4 割以上を占め最大なのが試験研究である。連邦政府の支出先としては、研究開発公社 (RDC) が最大のものであり、これは業界から集めた課徴金 (levies。後述) と同額の連邦政府の拠出とで運営される。連邦政府の第 2 に大きな拠出先はオーストラリア連邦科学産業研究機構 (CSIRO) で、これは単独では最大の農業研究機関である。州政府は、主として自身の研究機関や実験施設での研究に拠出するほか、RDC に資金拠出や現物貢献をする。また、環境対策は、農業補助金として WTO に通報されているが、その大部分は農水林業省ではなく環境省の予算である。
- (11) 直接の支援としては、このほかに税制特別措置も挙げられている。農業は所得の変動が大きいので、複数年の平均所得を用いて毎年の税額を平準化する措置や、一定の資産を所得控除、減価償却特例、燃料税の低減税率などがある。ただし、農水林業省ホームページでは、「詳しくは税務局の資料を見よ」としており、また、特別措置は必ずしも第一次産業のみを対象とするわけではない。
- (12) 低利融資、干ばつ融資、干ばつ回復融資の 3 つを重複して借りることは可能である。その場合、融資全体の限度額は 2 百万豪ドルとなる。
- (13) 干ばつ以外の災害対策は、「オーストラリア政府」として設けており、その対象は農業に限られるものではなく、WTO への補助金通報にも盛り込まれていない。州政府が行う災害救援や復旧事業の費用の一部を連邦政府が負担するものと、大規模災害の直接の結果として所得が減少した者に就職活動者手当 (Newstart Allowance) 相当の額や一時金を支給するものがある。
- (14) 排出削減基金については、農林水産政策研究所 (2015) を参照。
- (15) この項の記述は主に Marsh, S. and Pannell, D (2000) による。
- (16) この同額の金額は matching fund と称される。同額とされるものの、当該産業の当該財政年度における生産総額 (Gross Value of Production GVP) の 0.5% が上限である (Levies Revenue Service, Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (LRS/DAFF) (2009))。なお, Alston, J., Freebairn, J. and James, J. (2004) は、この「同額」という水準は国民経済全体からみて必ずしも最適なものではなく、最適な額というものは市場の条件に左右されると指摘している。他方、生産性委員会は、今後 10 年かけて、政府からの「同額出資」の上限額を半分 (すなわち GVP の 0.25%) にすべきと勧告している (Productivity Commission (2011))。
- (17) 分配に関する法令は、例えば豚肉産業であれば、Pig Industry Act 2001 であり、Australian Pork Limited (APL) に交付される。その使途は、同法により研究・開発と販売促進に限定されている。APL の場合、その活動資金のほとんど全部が課徴金からの分配及びそれに対応する政府からの研究・開発補助金である。
- (18) 課徴金の使途としての販売促進には輸出促進活動も含まれるが、輸出補助にはオーストラリア政府が直接行う輸出市場開発補助金 (Export Market Development Grants) もある。オーストラリア貿易促進庁 (Austrade) によって運営され補助金額は 1.379 億豪ドル (2014-15 年度)。オーストラリア

の中小の輸出業者が行う販売活動、広告・宣伝等の補助対象費用が 15,000 豪ドル以上の場合、そのうち 5000 豪ドルを超える部分の 50%までが補助される（補助金額上限 150 千豪ドル）。なお、最も多い利用者は各種サービス企業、次いで製造業であって、第一次産業は 5%程度である。（DFAT（2015a））

(19) オーストラリアの場合、白書は、産業や政策の状況を毎年定期的に報告するものではなく、政権が節目と考える時期・局面において発出する、今後の見通しやそれに対応する政策運営の基本的方針などを示すものである。また、この 2 つの白書に関しては、それぞれの問題を担当する農水林業省、インフラ・地域開発省ではなく、首相・内閣府においてとりまとめが行われている。

(20) この項目に関しては、2015 年 10 月 20 日、生産性委員会に対して農業の過剰規制に関する調査を行うことが要請された。農業部門固有の規制を対象として、特に農業の競争力を阻害している不必要な規制に焦点を当てるものとされ、2016 年 8 月までの結果報告が求められている。（Productivity Commission ホームページ（2015））

(21) 土壌劣化問題については、2000 年の全国土地・水資源監査の報告（National Land and Water Resource Audit 2000 “Australian Agriculture Assessment”, “Australian Dryland Salinity Assessment”）以降、現状に関する包括的な調査が行われていないが、全国土地・水資源監査はその後の 2008 年までの活動で、モニタリング情報の標準化と効率的情報収集・報告の方法、問題に対処する施策や投資について適切に判断するための資料を整理するなど、土壌等天然資源の管理をよりの確に行うための仕組み作りを行った。ただし、全国土地・水資源監査は予算が打ち切られて、2009 年末で解体された。また、オーストラリア連邦科学産業研究機構（CSIRO）は、従来、ホームページ上に設けた「CSIRO Land and Water information」コーナーにより、土壌・水に関する情報を提供していたが、2013 年までで同コーナーの情報の更新を打ち切った。新編成のホームページのテーマ別見出しに「水」はあるが「土壌」は残っていない。

(22) このように政府は北部の開発にバラ色の将来を思い描いているが、これに懐疑的な見方もある。

Wittwer, G. and Banerjee, O.（2015）は、クイーンズランド州北西部の Flinders 川流域・Gilbert 川流域での灌漑農業開発を 2011～2027 年で行い、24 億豪ドルでダム、1.35 億豪ドルで道路輸送インフラが整備され、農場と加工場などへの投資がなされるケースについて、CGE モデルを使用して分析した。そして、生産性向上と輸出拡大とが楽観的に速く進むことを想定したシナリオのもとでは、オーストラリア経済に小規模の経済厚生拡大が生じるものの、現実的な想定をとるシナリオのもとでは、経済厚生はむしろ縮小する結果になることを示している。過去に行われた開発事業でも地域の発展や雇用に大きな貢献をした実績がないことも考慮すると、現時点では、北部での灌漑開発を支持する理由を見つけるのは困難だと指摘する。

(23) ニューサウスウェールズ州産のコメについてだけは、いまでも輸出国家貿易が残っており、NSW Rice Marketing Board が輸出を管理している。

(24) 韓国との発効は正確には 2014 年だが、12 月 12 日発効のため、2014 年の貿易の大部分は FTA 発効以前のものである。

(25) ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA におけるシンガポールとニュージーランドについては、個別の FTA と同様全品目で関税撤廃しているため割愛した。

[引用・参考文献]

- [1] 社団法人中央酪農会議(1993) 『転換期のオーストラリア・ニュージーランドの酪農』
- [2] 社団法人中央酪農会議 (1996) 『オーストラリア・ニュージーランドの酪農産業 第27回酪農海外現地調査実務研修会報告書』
- [3] 全国地方助言協議会 (NRAC)(2012) *Feasibility of agricultural insurance products in Australia for weather-related production risks.*
- [4] 農林水産政策研究所(2010) 『行政対応特別研究[二国間]研究資料第11号(平成21年度カンントリーレポート オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン)』(第2章)
- [5] 農林水産政策研究所 (2011) 『平成21年度 世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究報告書』(第2部第6章)。
- [6] 農林水産政策研究所(2015) 『プロジェクト研究[主要国農業戦略]研究資料第4号(平成26年度カンントリーレポート タイ, オーストラリア, 中国)』(第2章)
- [7] 農水林業省ホームページ(2015) <http://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/drought/assistance>, (2015.11.18 アクセス)。
- [8] 畜産振興事業団 (1992) 『今後のオーストラリアの酪農制度』
- [9] ロス・ストコール著, 近藤正臣訳 (2007) 「経済の構造改革 オーストラリアの場合」『大東文化大学, 経済研究報告』20, 127-146 ページ。
- [10] ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2007) "Adapting to Climate Change."
- [11] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) (2012) *Options for insuring Australian agriculture.*
- [12] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) (2015) *Australian Commodities September quarter.*
- [13] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) *Agricultural Commodity Statistics* 各年。
- [14] Alston, J., Freebairn, J. and James, J. (2004) "Levy-funded research choices by producers and society" *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 48, Issue 1, pp. 33-64.
- [15] Anderson, K., Lloyd, P. and MacLaren, D. (2007) "Distortions to Agricultural Incentives in Australia Since World War II," *The Economic Record*, Vol.83, No. 263. pp. 461-482.
- [16] Australian Government (2015a) *Competition Policy Review Final Report.*
- [17] Australian Government (オーストラリア政府) (2015b), *White Paper on Developing Northern Australia.* (北部開発白書)
- [18] Australian Government (オーストラリア政府) (2015c), *Agricultural Competitiveness White Paper.* (農業競争力白書)
- [19] Botterill, L. (2003) "From Black Jack McEwen to the Cairns Group Reform in Australian agricultural policy," *National Europe Centre Paper* No. 86, Australian National University.
- [20] Dairy Australia (2015) "Australian Dairy Industry In Focus 2015."
- [21] Department of Agriculture and Water Resources (2015), *Report to Levies Stakeholders 2014-15.*
- [22] DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2008) "Review of Export Policies and Programs"

- [23] DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2015a) "Review of the Export Market Development Grants scheme."
- [24] DFAT(オーストラリア外務貿易省)(2015b) "Australia signs landmark trade agreement with China" (2015年6月17日の貿易大臣プレスリリース)。
- [25] DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2015c) "European Union FTA talks progress" (2015年11月16日の貿易大臣プレスリリース)。
- [26] Edwards, G. (2003) "The story of deregulation in the dairy industry," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 47, Issue 1, pp. 75-98.
- [27] EU (2015) "Trade for All Towards a more responsible trade and investment policy."
- [28] Gray, EM, Oss-Emer, M. and Y. Sheng, Y. (2014), "Australian agricultural productivity growth: past reforms and future opportunities", ABARES research report.
- [29] Harris, D. (2005) *Industry Adjustment to Policy Reform A case study of the Australian dairy industry*, RIRDC Publication No.05/110.
- [30] Harris, D. "Adjustment Assistance for Policy Reform: A Case Study on the Australian Dairy Industry Restructuring Package" (<http://www.oecd.org/tad/agricultural-policies/32297861.pdf>)
- [31] Levies Revenue Service, Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (LRS/DAFF) (2009) *Levy Principles and Guidelines Policy for the management of new and amended levies within Australia*.
- [32] Lloyd, P. and MacLaren, D. (2015a) "Relative assistance to Australian agricultural and manufacturing since Federation," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 59, Issue 2, pp. 159-170.
- [33] Lloyd, P. and MacLaren, D. (2015b) "Assistance to Australian agriculture from Federation to World War II," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 59, Issue 3, pp. 317-333.
- [34] Marsh, P. and Pannell, D. (2000) "Agricultural extension policy in Australia: the good, the bad and the misguides," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 44, Issue 4, pp. 605-627.
- [35] OECD (2014) "Innovation For Agricultural Productivity and Sustainability: Review of Australian Policies" TAD/CA/APM/WP(2014) 22/FINAL.
- [36] OECD (2015) Producer Support Estimate (PSE) database.
(<http://www.oecd.org/tad/agricultural-policies/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>)
- [37] Productivity Commission (2003) *From Industry Assistance to Productivity: 30 Years of 'The Commission'*.
- [38] Productivity Commission (2011) "Inquiry Report No.52 Rural Research and Development Corporations."
- [39] Productivity Commission ホームページ(2015) "Regulation of Agriculture"

<http://www.pc.gov.au/inquiries/current/agriculture>, 2015 年 11 月 20 日アクセス。

- [40] Wittwer, G. and Banerjee, O. (2015) "Investing in irrigation development in North West Queensland, Australia," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 59, Issue 2, pp. 189-207.
- [41] WTO (2015) "Trade Policy Review Australia, Report by the Secretariat"
- [42] Zhou, Zhang-Yue (2013) *Developing Successful Agriculture An Australian Case Study*, CABI.